2022年度

履修の手引

医療保健学部

卒業まで使用しますので
必ず保管して下さい

21世紀を生き抜くチカラ。
北陸大学
HOKURIKU UNIVERSITY

目　　次

Ⅰ　教育ポリシー …… 1
1．建学の精神・教育理念
2．北陸大学の使命・目的
3．医療保健学部の教育理念
4．医療保健学部の人材養成の目的
5．三つのポリシー

Ⅱ　カリキュラム …… 4
1．一般教養科目
2．専門基礎科目
3．専門科目
4．カリキュラム・マップ
5．ナンバリング、カリキュラム・ツリー

Ⅲ　授業・履修 ……17
1．単位制
2．授業（授業区分・学期・授業時間）
3．履修（受講手続・履修登録上限単位・授業・出欠等）
4．履修モデル
5．悪天候等における授業・試験の取り扱いと対応

Ⅳ　試験・成績 ……25
1．試験制度
2．追試験
3．試験受験上の注意
4．不正行為
5．成績評価

Ⅴ　進級・卒業 ……30
1．進級
2．卒業要件

Ⅵ　学籍の異動 ……31
1．休学
2．復学
3．退学
4．転学部

Ⅶ　学外実習 ……32

Ⅷ　資格取得 ……33
1．臨床検査技師
2．臨床工学技士
3．第１種ＭＥ技術者、第２種ＭＥ技術者

Ⅸ　諸規程 ……37
北陸大学履修規程
北陸大学医療保健学部履修細則
北陸大学公認欠席等に関する細則
北陸大学成績疑義照会内規
北陸大学学生懲戒規程
北陸大学試験等不正行為規程
北陸大学情報システム「HUNET」利用ガイドライン

Ⅰ　教育ポリシー

１．建学の精神・教育理念

自然を愛し　生命を尊び　真理を究める人間の形成

２．北陸大学の使命・目的

『健康社会の実現』

３．医療保健学部の教育理念

建学の精神に基づき、学部の教育理念を次のとおり定める。
生命を尊び、医療の進歩に対応して、臨床検査学・臨床工学分野から人々の健康に寄与する。

４．人材養成の目的（北陸大学学則第2条の2）

学部の教育理念に基づき、教育・研究の目的を「人材養成の目的」として、次のとおり定める。
医療人としての倫理観、使命感、責任感及び臨床検査学、臨床工学の知識・技能を身につけ、日々進歩し続ける医療機器、医療技術の変化に対応し、チーム医療に積極的に関わることのできる医療技術者を養成する。

５．三つのポリシー

【大学全体】

〇卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー：ＤＰ）

本学は、「自然を愛し　生命を尊び　真理を究める人間の形成」を建学の精神・教育理念とし、大学の使命である「健康社会の実現」のために、グローバルな視点を持ちつつ地域に貢献する人材を育成することを目的としている。本学の各学位プログラムの課程を修了し、以下の資質・能力を備えた者に学位を授与する。

（知識・技能）

⑴　健康社会の実現のため、社会の一員としての使命感、責任感、倫理観を持ち、幅広い教養を身につけている。

⑵　専攻する学位プログラムにおける基本的な知識・技能を修得し、現実社会の中で適切に活用できる。

（思考力・判断力・表現力）

⑶　知識・技能や他者の意見に基づき、自らの考えを組み立て、効果的なコミュニケーションを通して表現・伝達できる能力を身につけている。

⑷　自分のおかれている状況から課題を発見・分析し、解決方法について客観的・多面的に考察できる能力を身につけている。

（主体性・多様性・協働性）

⑸　多様な文化・価値観を持つ他者に対して理解と共感を示し、ともに目標を達成しようとする協働力を身につけている。

⑹　自らを律し、主体的に考え、積極的に行動しようとする態度を身につけている。

〇教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー：ＣＰ）

（教育課程編成）

本学では、ディプロマ・ポリシーに掲げる人材を養成するため、幅広い教養や専門教育の基盤となる一般教育科目、専門分野を体系的に学ぶ専門教育科目、その他必要となる科目を設置し、順次性のある体系的な教育課程を編成する。授業は、双方向の講義、演習、実験、実習や実技等を適切に組み合わせて行う。

なお、上級年次で展開する専門分野の知識・技能などを学ぶために、初年次では、設定した目標に向かって、主体的に行動できる習慣と自己管理能力を身につけられる教育を行う。

学生の履修を支援するため、シラバスとともに、科目間の関連や学修の順序を履修系統図、ナンバリングや履修モデル等で明示する。

（学修方法）

⑴　全科目で、主体的・対話的で深い学びが実現されるように、能動的学修を取り入れる。

⑵　現実社会で活用できる知識・技能を修得し、社会の一員としての役割を自覚するために、地域・社会・海外等において、教室外学修プログラムを提供する。

⑶　主体的な学びの確立のために、すべての授業において、授業時間外学修を促進する。

（学修成果の評価）

⑴　授業科目のシラバスに評価基準を具体的かつ多面的に明示し、学生の成長を促進するための厳格な成績評価を行う。

⑵　ディプロマ・ポリシーで示された資質・能力の達成状況については、学修到達度調査や卒業論文、卒業研究の成果物等によって評価する。

〇入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー：ＡＰ）

本学では、ディプロマ・ポリシーに示した資質・能力を総合的に身につけている学生の育成を目指し、以下のような資質・能力・意欲を持った人を広く受け入れるため、多様な選抜方法により、多面的・総合的な評価を行う。

⑴　専攻する学位プログラムの教育内容が理解できるために必要な基礎学力を身につけている人

⑵　自らの考えを順序立てて伝えることができる人

⑶　多様な文化・価値観を持つ人々に対して理解と共感を示し、他者と協力して何事にも積極的に取り組む意欲のある人

（注記）

・シラバス

各授業科目の詳細な授業計画。一般に、大学の授業名、担当教員名、講義目的、各回の授業内容、成績評価方法・基準、準備学習等についての具体的な指示、教科書・参考文献、履修条件等が記されており、学生が授業科目の準備学習等を進めるための基本となるもの。

・履修系統図

学生が身につける知識・能力と授業科目との間の対応関係を示し、体系的な履修を促す体系図

・ナンバリング

授業科目に適切な番号を付し分類することで、学習の段階や順序等を表し、教育課程の体系性を明示する仕組み。

・学修到達度調査

学修成果の測定・把握の手段の一つ。ペーパーテスト等の直接評価により学生の知識・技能・態度等を測定する方法の総称。

【医療保健学部】

〇卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー：ＤＰ）

人材養成の目的に沿って、以下の要件を満たし、所定の単位を修得した者に、学士（医療技術学）の学位を授与する。

（知識・技能）

⑴　医療技術者としての知識と技能を理解している。

⑵　医療人としての幅広い教養を身につけている。

⑶　修得した医療技術を安全に実施することができる。

（思考力・判断力・表現力）

⑷　医療技術者として、個々の事例に対して的確に判断ができる。

⑸　医療チームの一員としてコミュニケーション力が発揮できる。

（主体性・多様性・協働性）

⑹　日々進歩し続ける医療機器、医療技術の変化に対応して、さらなる知識や技術を積極的に吸収することができる。

⑺　医療技術者としての倫理観、使命感、責任感を持ち、他者を思いやり協調して行動することができる。

〇教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー：ＣＰ）

（教育課程編成）

医療保健学部医療技術学科の人材養成の目的を達成するために以下の方針に基づいて教育課程を編成する。

また、学生の履修を支援するため、シラバスとともに科目間の連携や学修の順序を履修系統図、ナンバリングや履修モデル等で明示する。

⑴　医療人として幅広い教養を修得させるとともに、コミュニケーション能力を修得　するために、「一般教養科目」「専門基礎科目」を配置する。

⑵　医療現場で必要となる実践的な知識と技能を修得するために必要な臨床検査学、 臨床工学の基礎的な知識を深めるよう「専門基礎科目」を配置する。

⑶　日々進歩し続ける医療機器、医療技術の現場で、臨床検査学、臨床工学の領域で修得した知識と技能を安全に実施する医療技術者を養成するために、「専門科目」を配置　する。

⑷　科学的根拠に基づいた問題解決能力を養い、生涯を通して学び続ける姿勢を身に　つけるため、基礎演習から卒業研究に至る体系的な科目を展開する。

（教育方法）

⑴　カリキュラムマップと連動した授業を実現するために、シラバスの各科目の目的・概要・到達目標は学部として組織的に管理し、質的向上をはかる。

⑵　全科目において、主体的・対話的で深い学びを実現するよう能動的学修を取り入れる。

（学修成果の評価）

⑴　シラバスに到達目標・評価基準を明示し、到達目標に対応した評価方法により、妥当性・信頼性のある厳格な成績評価を行う。

⑵　ディプロマ・ポリシーで示された資質・能力の達成状況を確認するために、卒業研究を実施し、総括的評価を行う。

〇入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー：ＡＰ）

医療保健学部医療技術学科では、医療人としての倫理観、使命感、責任感及び臨床検査学、臨床工学の知識・技能を身につけ、日々進歩し続ける医療機器、医療技術の変化に対応し、チーム医療に積極的に関わることのできる医療技術者の養成を目指し、以下のような資質・能力・意欲を持った人を広く受け入れる。

・医療保健学部が求める学生像

⑴　医療の知識と技術を身につけるために必要な基礎学力を有している人

⑵　人を思いやる心と協調性を持って取り組むことができる人

⑶　物事を論理的かつ多面的に考察することができる人

⑷　何事にも積極的に取り組むことができる人

⑸　医療・保健に対する意欲や関心が高く、この分野に貢献したいという熱意のある人

⑹　自らの考えを明確に伝えることができる人

入学者選抜では、大学入学共通テスト、個別学力検査、調査書、面接及び小論文などを組み合わせて志願者の能力や資質を総合的に評価する。

医療技術学科における基礎となる理論や科学的考察には、理系科目（数学、物理、化学、生物）の考え方や知識が、また、論理的文章力及びコミュニケーション力には文系科目（国語、英語）の知識が必要であり、高等学校段階においてこれらの教科の履修が望ましい。

Ⅱ　カリキュラム

医療保健学部では、教育課程を「一般教養科目」「専門基礎科目」「専門科目」に区分して編成し、医療人としての必要な素養を育成するとともに、医療技術者として求められる知識と技能を確実に修得させることを目指します。

【科目分類の概要と特色】

１．一般教養科目

一般教養科目は、社会を構成する一員として求められる態度や志向性、専門知識を修得するために必要な技能、思考及びコミュニケーション力を身につけることを目的としており、「英語科目」「演習科目」「教養科目」「保健体育科目」などの各科目により一般教養科目を編成することで、社会的・職業的自立を図るために必要な基礎的な知識や技能と態度の修得を図ることとします。特に「演習科目」においては、必修科目として「基礎ゼミナールⅠ」「基礎ゼミナールⅡ」があり、社会や医療が抱えるテーマを設定し、その課題について調査、討論、発表を行い、プレゼンテーション能力やディスカッションやディベート等のグループワークにより自分の意見を自分の言葉で伝える力、論理的思考を養います。また、同時に担任教員から職業や就職に対する意識つけや働くことの意義や職場における他者との関わりについて学びます。

※英語科目については、受講クラスが指定されていますので、授業時間割に従って受講してください。

※医療保健学部で学ぶ際に基礎となる「生物」「化学」「物理」「数学」はしっかりと身につけておくべき重要な科目となります。選択科目扱いですが、履修対象となった学生には履修を義務付ける「履修指定科目」となります。

※「スポーツ」は体育実技を行う科目で、受講生数の制限を設けています。詳細については、ガイダンスで案内します。

※「英会話」は受講生数の制限を設けています。詳細については、ガイダンスで案内します。

※「海外研修」は、本学が指定する研修に伴う一連のプログラム（事前学習、現地プログラム、レポート等）を修了することにより、単位の認定を受けることができます。
なお、対象になるプログラム及び申込方法等については別途掲示にて案内します。

２．専門基礎科目

専門基礎科目は、１年次、２年次を中心に医療従事者として必要な医学的基礎知識や医療情勢、倫理観の他、臨床検査技師・臨床工学技士を目指す学生が将来、医療現場で密に連携できるよう、双方にまたがる専門基礎領域を学科共通科目として学びます。２年次後期に「臨床検査学基礎演習」「臨床工学基礎演習」を配当し、１、２年次で学んだ科目の到達度を確認します。さらに、３年次には「臨床薬理学総論」、実践の場に役立つよう4年次に「公衆衛生学」「関係法規」で学びを深めます。

３．専門科目

専門科目は、１・２年次に学科共通科目として、臨床検査学、臨床工学双方に関連する知識・技能を学び、３年次より、臨床検査学コース、臨床工学コースに分かれ、系統的・体系的に知識と技能を修得できるよう科目を配置しています。

学科共通科目として、１年次に日常診療において不可欠であり日々進歩している臨床検査の概要、その基礎知識と技能を学修するために「検査診断学Ⅰ」「検査機器総論」などがあります。また、臨床工学分

野の概要と生命維持に重要な機器について「生体機能代行装置学概論」で学びます。２年次では「生化学検査学Ⅰ・Ⅱ」「生体機能計測学Ⅰ・Ⅱ」などにおいて、生体試料中の成分や生理機能変化の測定・解析方法などを理解した上で、３年次からコースに分かれます。また、両分野において修得すべき輸血・移植検査学、血液検査や病理検査の基礎についても学びます。

３年次からは臨床検査学コース、臨床工学コースに分かれます。

「臨床検査学コース」

３年次からは、臨床検査技師として必要な知識・技能を身につけるため、各臨床検査分野について系統的に学びます。「検査診断学Ⅱ・Ⅲ」では、各種疾患の病態、その診断法、検査法等を体系的に学びます。「病理検査学Ⅰ・Ⅱ」「病理検査学実習Ⅰ・Ⅱ」では、病理標本作製の基本的な知識、技能を身につけます。「臨床微生物学Ⅰ・Ⅱ」「臨床微生物学実習Ⅰ・Ⅱ」では、微生物や細菌、ウイルス等の特性と検査法について学び、消毒滅菌、無菌操作法、培養方法等を身につけます。「生体機能計測装置学Ⅲ」「生体機能計測装置学実習ⅡA・B」では、呼吸機能検査や超音波検査についての知識・技能を身につけ、正常画像の抽出や判読ができるように学びます。「臨床検査管理学Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」については、臨床検査の歴史、現代医療での役割、臨床検査部門の安全管理体制等、医療現場で必要な知識を身につけます。

３年次後期から４年次前期の「臨地実習」では、医療現場等での実習を行い、これまで学んだ知識・技能を元に実際の医療現場を見学し、学内では学ぶことが難しい実践的な理論や技術を学びます。また、一部の必ず実施しなければならない検査について、実際の患者へ検査を行い、臨床検査技師のとして必要な技能を身につけます。

「臨床工学コース」

３年次からは臨床工学技士として必要な知識・技能を身につけるため、各臨床工学分野について系統的に学びます。「システム工学Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」ではシステムに関する基本知識から医療現場で使用されている医療情報システム等について学びます。「電気工学Ⅱ」「電子工学Ⅱ」「医用電気工学」「医用電気工学実習」「医用電子工学」「医用電子工学実習」では１、２年次に学んだ「電気工学Ⅰ」「電子工学Ⅰ」の知識・技能を元に臨床現場で使用される医療機器に用いられている電気・電子回路等について深く学びます。「生体機能代行装置学Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ」「生体機能代行装置学実習Ⅱ・Ⅲ」では、医療現場で用いられる生体機能代行装置（呼吸療法装置、血液浄化装置、体外循環装置など）の知識・技能を習得し、基本的な使用方法や保守管理等を幅広く学びます。「生体物性工学」「生体材料工学」では、医療に用いられる各種エネルギーに対する生体反応や、医療機器に使用される医用材料の特性および生体との適合性等について学びます。

「臨床医学総論Ⅰ・Ⅱ」では医療技術者として遭遇することの多い疾患に関する病態、診断、治療について学び、特に内科学概論をはじめ、外科学概論や各種臓器別に疾患を理解し、医学検査、臨床工学の及び治療に必要な臨床医学的基礎知識を身につけます。

【教育課程外の取組について】

教育課程外の取組みについて、臨床検査技師、臨床工学技士の資格が直接職業に結びつくため、低学年次から臨床検査技師、臨床工学技士の仕事に関するガイダンス（現場の実務家や卒業生を招聘し実際の業務の説明等）を行うほか、病院・企業見学、医療機関等採用説明会などを行うこととしています。また、３年次からの進路支援担当教員及び進路支援課員による個別指導・相談に加えて、キャリア支援年間計画に基づき、各業種の仕事研究講座などの実施により職業観の涵養を図るとともに、各種支援講座により就職に関する知識・技能の修得を図ることとします。

【開講科目について】

□授業科目の配当年次及び単位数（北陸大学医療保健学部履修細則　別表１）

科目区分	科目名	単位数	配当年次と単位数							
			１年次		２年次		３年次		４年次	
			前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
一般教養科目	北陸大学の学び	1	1							
	自然科学概論	1	1							
	生命・医療倫理学	1		1						
	英語	1	1							
	医学英語	1				1				
	情報リテラシー	1	1							
	科学英語の基礎	1			1					
	食べ物と健康	1			1					
	薬とからだ	1				1				
	基礎ゼミナールⅠ	1	1							
	基礎ゼミナールⅡ	1		1						
	心理学	2＊	←		2	→				
	哲学	2＊	←		2	→				
	社会保障と福祉	2＊	←		2	→				
	北陸の文化と社会	2＊	←		2	→				
	スポーツ	1＊	←		1	→				
	英会話	1＊	←		1	→				
	日本史	2＊	←		2	→				
	社会学	2＊	←		2	→				
	法学（日本国憲法含む）	2＊	←		2	→				
	データサイエンス	1＊		1						
	生物学	1＊	1							
	化学	1＊	1							
	物理学	1＊	1							
	数学	1＊	1							
	海外研修	1＊	←		1	→				
専門基礎科目	医学概論	1	1							
	解剖組織学	2	2							
	解剖組織学実習	1		1						
	生理機能学	2	2							
	生理機能学演習	1		1						
	生理機能学実習	1			1					
	情報科学概論	1	1							
	基礎微生物学	1	1							

専門基礎科目		生化学	1		1						
		生化学実習	1		1						
		応用数学	1		1						
		機械工学（生体物理学）	1		1						
		病理学	1			1					
		医用工学概論	1			1					
		医用工学概論実習	1				1				
		計測工学	2			1					
		電気工学Ⅰ	1			1					
		電子工学Ⅰ	1				1				
		臨床免疫学	1				1				
		臨床免疫学実習	1					1			
		臨床薬理学総論	1					1			
		公衆衛生学	1						1		
		関係法規	1						1		
		臨床検査学基礎演習	1＊				1				
		臨床工学基礎演習	1＊				1				
専門科目	共通科目群	医用機器学概論	2		2						
		臨床一般検査学	1	1							
		臨床一般検査学実習	1	1							
		血液検査学Ⅰ	1		1						
		血液検査学Ⅱ	1				1				
		血液検査学実習Ⅰ	1			1					
		検査機器総論	1		1						
		検査診断学Ⅰ	2	2							
		病理検査学総論	1				1				
		放射線検査学	1				1				
		輸血・移植検査学Ⅰ	2			1					
		生化学検査学Ⅰ	1			1					
		生化学検査学Ⅱ	1				1				
		生化学検査学実習	1				1				
		生体機能計測学Ⅰ	2			2					
		生体機能計測学Ⅱ	2				2				
		生体機能計測学実習ⅠA	1			1					
		生体機能計測学実習ⅠB	1				1				
		生体機能代行装置学Ⅰ	2			2					
		生体機能代行装置学概論	1		1						
		生体機能代行装置学実習Ⅰ	1				1				
		専門職連携演習	1						1		
		地域チーム医療論	1								1
		卒業研究Ⅰ	1							1	
		卒業研究Ⅱ	1								1
		リハビリテーション学概論 ●	1＊			1					
		災害と医療 ●	1＊			1					
		細胞生物学 ●	1＊				1				
		臨床心理学概論 ●	1＊				1				
		画像解析学 ●	1＊						1		

専門科目	臨床検査学コース科目群	遺伝子・染色体検査学　★	1＊						1		
		遺伝子・染色体検査学実習	1＊						1		
		医療安全管理学（臨床検査学）	1＊					1			
		医療安全管理学実習（臨床検査学）	1＊						1		
		寄生虫検査学（実習含む）	1＊					1			
		血液検査学実習Ⅱ	1＊					1			
		検査診断学Ⅱ	2＊					2			
		検査診断学Ⅲ	2＊								2
		生体機能計測学Ⅲ	2＊					2			
		生体機能計測学実習ⅡA	1＊					1			
		生体機能計測学実習ⅡB	1＊						1		
		精度管理と品質保証	2＊						2		
		認知症の病態と検査　★	1＊					1			
		病理検査学Ⅰ	1＊					1			
		病理検査学Ⅱ	1＊						1		
		病理検査学実習Ⅰ	1＊					1			
		病理検査学実習Ⅱ	1＊						1		
		輸血・移植検査学Ⅱ	1＊					1			
		輸血・移植検査学実習	1＊						1		
		臨床栄養学総論	1＊					1			
		臨床検査管理学Ⅰ	1＊					1			
		臨床検査管理学Ⅱ	1＊					1			
		臨床検査管理学Ⅲ	2＊						2		
		臨床微生物学Ⅰ	2＊					2			
		臨床微生物学Ⅱ	2＊						2		
		臨床微生物学実習Ⅰ	1＊					1			
		臨床微生物学実習Ⅱ	1＊						1		
		技能修得到達度評価（臨床検査学）	1＊						1		
		臨地実習（臨床検査学）	11＊						← 11 →		
		臨床検査学演習	2＊								2
	臨床工学コース科目群	電気工学Ⅱ	2＊					2			
		電子工学Ⅱ	2＊					2			
		電気磁気学	1＊								1
		システム工学Ⅰ	1＊					1			
		システム工学Ⅱ　☆	1＊						1		
		システム工学Ⅲ	1＊								1
		医用機械工学	1＊								1
		生体材料工学	1＊					1			
		生体物性工学　☆	2＊					2			
		生体物性・材料工学Ⅱ	1＊								1
		医用機器安全管理学Ⅰ	2＊					2			
		医用機器安全管理学Ⅱ	1＊								1
		医用機器安全管理学実習	1＊						1		
		医用治療機器学ⅠA　☆	1＊					1			
		医用治療機器学ⅠB	1＊					1			
		医用治療機器学実習	1＊						1		
		医用電気工学	1＊					1			
		医用電気工学実習	1＊						1		

専門科目	臨床工学コース科目群	医用電子工学　☆	1＊						1		
		医用電子工学実習	1＊						1		
		医用電気・電子工学特論	1＊								1
		医療安全管理学（臨床工学）	1＊					1			
		看護学概論	1＊						1		
		情報処理工学	1＊						1		
		医療情報科学	1＊					1			
		生体機能代行装置学Ⅱ	2＊					2			
		生体機能代行装置学Ⅲ	2＊					2			
		生体機能代行装置学Ⅳ	2＊						2		
		生体機能代行装置学実習Ⅱ	1＊						1		
		生体機能代行装置学実習Ⅲ	1＊							1	
		臨床支援技術学	1＊					1			
		臨床医学総論Ⅰ	2＊					2			
		臨床医学総論Ⅱ	2＊						2		
		手術・集中治療学	1＊							1	
		技能修得到達度評価（臨床工学）	1＊						1		
		臨床実習（臨床工学）	6＊							6	
		臨床工学演習	1＊								1

＊ は選択科目を示す

選択科目のうち、
☆ は臨床検査学コース履修生の指定選択科目を示す
★ は臨床工学コース履修生の指定選択科目を示す
● は共通選択科目を示す

４．カリキュラム・マップ

医療保健学部　カリキュラム・マップ

医療保健学部の教育目標

1） 生命倫理や人の尊厳を理解し、医療人として幅広い教養と科学的・論理的思考、生涯学び続ける基礎的な態度を身につける。
2） 医学的基礎知識や医療情勢を理解し、チーム医療に必要なコミュニケーション能力を身につける。
3） 臨床検査学、臨床工学の確かな知識と技能をもって医療現場で活躍できる実践能力を身につける。
4） 科学的根拠に基づいて問題点を解決する能力と探究する素養を身につける。

学修成果

【大学】
（知識・技能）
1) 健康社会の実現のため、社会の一員としての使命感、責任感、倫理観を持ち、幅広い教養を身につけている。
2) 専攻する学位プログラムにおける基本的な知識・技能を修得し、現実社会の中で適切に活用できる。
（思考力・判断力・表現力）
3) 知識・技能や他者の意見に基づき、自らの考えを組み立て、効果的なコミュニケーションを通して表現・伝達できる能力を身につけている。
4) 自分のおかれている状況から課題を発見・分析し、解決方法について客観的・多面的に考察できる能力を身につけている。
（主体性・多様性・協働性）
5) 多様な文化・価値観を持つ他者に対して理解と共感を示し、ともに目標を達成しようとする協働力を身につけている。

【医療保健学部医療技術学科】
（知識・技能）
1)医療技術者としての知識と技能を理解している。
2)医療人としての幅広い教養を身につけている。
3)修得した医療技術を安全に実施することができる。
（思考力・判断力・表現力）
4)医療技術者として、個々の事例に対して的確に判断ができる。
5)医療チームの一員としてコミュニケーション力が発揮できる。
（主体性・多様性・協働性）
6)日々進歩し続ける医療機器、医療技術の変化に対応して、さらなる知識や技術を積極的に吸収することができる。
7)医療技術者としての倫理観、使命感、責任感を持ち、他者を思いやり協調して行動することができる。

医療保健学部カリキュラム					医療保健学部の学修成果との関連　（◎＝強く関連、○＝関連、△＝やや関連）										
					大学のＤＰ			医療保健学部医療技術学科の新ＤＰ							
								（知識・技能）			（思考力・判断力・表現力）		（主体性・多様性・協働性）		
ナンバリング	科目区分	科目名	必修・選択	配当年次	1)健康社会の実現のため、社会の一員としての使命感、責任感、倫理観を持ち、幅広い教養を身につけている。 2)専攻する学位プログラムにおける基本的な知識・技能を修得し、現実社会の中で適切に活用できる。	3)知識・技能や他者の意見に基づき、自らの考えを組み立て、効果的なコミュニケーションを通して表現・伝達できる能力を身につけている。 4)自分のおかれている状況から課題を発見・分析し、解決方法について客観的・多面的に考察できる能力を身につけている。	5)多様な文化・価値観を持つ他者に対して理解と共感を示し、ともに目標を達成しようとする協働力を身につけている。 6)自らを律し、主体的に考え、積極的に行動しようとする態度を身につけている。	1）医療技術者としての知識と技能を理解している。	2）医療人としての幅広い教養を身につけている。	3）修得した医療技術を安全に実施することができる。	4）医療技術者として、個々の事例に対して的確に判断ができる。	5）医療チームの一員としてコミュニケーション力が発揮できる。	6）日々進歩し続ける医療機器、医療技術の変化に対応して、さらなる知識や技術を積極的に吸収することができる。	7）医療技術者としての倫理観、使命感、責任感を持ち、他者を思いやり協調して行動することができる。
BS1101	一般教養科目	北陸大学の学び	必	1	◎		○		◎			○		
BS1102		自然科学概論	必	1	○				◎				△	
BS1103		生命・医療倫理学	必	1	○	○			◎			○		
BS1104		英語	必	1		○			○					
BS1201		医学英語	必	2		○						○	◎	
CS1101		情報リテラシー	必	1					○					
BS1202		科学英語の基礎	必	2		○			○		◎	○		
BS1203		食べ物と健康	必	2					○					
BS1204		薬とからだ	必	2					○					
BS1105		基礎ゼミナールⅠ	必	1	△	○			△			○		◎
BS1106		基礎ゼミナールⅡ	必	1	△	○			△			○		◎
CS1102		心理学　☆1	選	1・2＊			○		○					○
CS1103		哲学　☆1	選	1・2＊			○		○					○
CS1104		社会保障と福祉☆1	選	1・2＊	○		○		○					
CS1105		北陸の文化と社会☆1	選	1・2＊			○		○					
CS1106		スポーツ☆1	選	1・2＊		○	○		○					
CS1107		英会話☆1	選	1・2＊		○			○			△		
CS1108		日本史☆1	選	1・2＊	○				○					
CS1109		社会学☆1	選	1・2＊		○			○			△		
CS1110		法学（日本国憲法含む）☆1	選	1・2＊			○		○					

医療保健学部カリキュラム					医療保健学部の学修成果との関連　（◎＝強く関連、○＝関連、△＝やや関連）										
					大学のＤＰ			医療保健学部医療技術学科の新ＤＰ							
								（知識・技能）			（思考力・判断力・表現力）		（主体性・多様性・協働性）		
ナンバリング	科目区分	科目名	必修・選択	配当年次	1)健康社会の実現のため、社会の一員としての使命感、責任感、倫理観を持ち、幅広い教養を身につけている。 2)専攻する学位プログラムにおける基本的な知識・技能を修得し、現実社会の中で適切に活用できる。	3) 知識・技能や他者の意見に基づき、自らの考えを組み立て、効果的なコミュニケーションを通して表現・伝達できる能力を身につけている。 4) 自分のおかれている状況から課題を発見・分析し、解決方法について客観的・多面的に考察できる能力を身につけている。	5) 多様な文化・価値観を持つ他者に対して理解と共感を示し、ともに目標を達成しようとする協働力を身につけている。 6) 自らを律し、主体的に考え、積極的に行動しようとする態度を身につけている。	１）医療技術者としての知識と技能を理解している。	2）医療人としての幅広い教養を身につけている。	3）修得した医療技術を安全に実施することができる。	4）医療技術者として、個々の事例に対して的確に判断ができる。	5）医療チームの一員としてコミュニケーション力が発揮できる。	6）日々進歩し続ける医療機器、医療技術の変化に対応して、さらなる知識や技術を積極的に吸収することができる。	7）医療技術者としての倫理観、使命感、責任感を持ち、他者を思いやり協調して行動することができる。
CS1111	一般教養科目	データサイエンス☆1	選	1＊					○						
BS1107		生物学☆1	選	1＊	○				○						
BS1108		化学☆1	選	1＊	○				○						
BS1109		物理学☆1	選	1＊	○			○	○						
BS1110		数学☆1	選	1＊	○			○	○						
CS1112		海外研修☆1	選	1・2＊		○	◎		◎			○			
SBS1101	専門基礎科目	医学概論	必	1	◎	△	△	○	◎			○			△
SBS1102		解剖組織学	必	1	○			◎	○		○			△	△
SBS1103		解剖組織学実習	必	1	○			◎	○		○			△	△
SBS1104		生理機能学	必	1	○			◎			○			△	△
SBS1105		生理機能学演習	必	1	○			◎			○			△	△
SBS1201		生理機能学実習	必	2	○			◎			○			△	△
SBS1106		情報科学概論	必	1	○			◎		△		△		○	
SBS1107		基礎微生物学	必	1	○			◎			○			△	
SBS1108		生化学	必	1	○			◎			○				
SBS1109		生化学実習	必	1	○			◎			○				
SBS1110		応用数学	必	1	○			◎		△				○	
SBS1111		機械工学(生体物理学)	必	1	○			◎	○	△				○	
SBS1202		病理学	必	2	○			◎			○			△	
SBS1203		医用工学概論	必	2	○			◎	○	△				○	
SBS1204		医用工学概論実習	必	2	○	△	○	◎	○	○				○	
SBS1205		計測工学	必	2	○			◎	○	△				○	
SBS1206		電気工学Ⅰ	必	2	○			◎		△				○	
SBS1207		電子工学Ⅰ	必	2	○			◎		△				○	
SBS1208		臨床免疫学	必	2	○			◎			○			△	
SBS1301		臨床免疫学実習	必	3	○	△		◎			○			△	
SBS1302		臨床薬理学総論	必	3	○			◎			○			△	
SBS1303		公衆衛生学	必	3	○		△	◎	○						
SBS1304		関係法規	必	3	○		△	◎	○						
SBS1209		臨床検査学基礎演習☆２	選	2＊	◎	△	○	◎			○	△		△	
SBS1210		臨床工学基礎演習☆２	選	2＊	◎	△	○	◎			○	△		△	
SS1101	専門科目	共通科目群	医用機器学概論	必	1	○			◎		△				
SS1102			臨床一般検査学	必	1	◎			◎			○		△	
SS1103			臨床一般検査学実習	必	1	◎	△		◎			◎	△		○
SS1104			血液検査学Ⅰ	必	1	◎			◎			○		△	
SS1201			血液検査学Ⅱ	必	2	◎			◎			○		△	
SS1202			血液検査学実習Ⅰ	必	2	○	△		◎			◎	△		○
SS1105			検査機器総論	必	1	◎			◎			◎			○
SS1106			検査診断学Ⅰ	必	1	○			◎					△	△
SS1203			病理検査学総論	必	2	◎			◎						
SS1204			放射線検査学	必	2	○			◎		○			○	

医療保健学部カリキュラム					医療保健学部の学修成果との関連　（◎＝強く関連、○＝関連、△＝やや関連）									
					大学のＤＰ			医療保健学部医療技術学科の新ＤＰ						
								（知識・技能）			（思考力・判断力・表現力）		（主体性・多様性・協働性）	
ナンバリング	科目区分	科目名	必修・選択	配当年次	1)健康社会の実現のため、社会の一員としての使命感、責任感、倫理観を持ち、幅広い教養を身につけている。 2) 専攻する学位プログラムにおける基本的な知識・技能を修得し、現実社会の中で適切に活用できる。	3) 知識・技能や他者の意見に基づき、自らの考えを組み立て、効果的なコミュニケーションを通して表現・伝達できる能力を身につけている。 4) 自分のおかれている状況から課題を発見・分析し、解決方法について客観的・多面的に考察できる能力を身につけている。	5) 多様な文化・価値観を持つ他者に対して理解と共感を示し、ともに目標を達成しようとする協働力を身につけている。 6) 自らを律し、主体的に考え、積極的に行動しようとする態度を身につけている。	1）医療技術者としての知識と技能を理解している。	2）医療人としての幅広い教養を身につけている。	3）修得した医療技術を安全に実施することができる。	4）医療技術者として、個々の事例に対して的確に判断ができる。	5）医療チームの一員としてコミュニケーション力が発揮できる。	6）日々進歩し続ける医療機器、医療技術の変化に対応して、さらなる知識や技術を積極的に吸収することができる。	7）医療技術者としての倫理観、使命感、責任感を持ち、他者を思いやり協調して行動することができる。
SS1205	専門科目 共通科目群	輸血・移植検査学Ⅰ	必	2	◎			◎			◎			○
SS1206		生化学検査学Ⅰ	必	2	◎			◎			○		△	
SS1207		生化学検査学Ⅱ	必	2	◎			◎			○		△	
SS1208		生化学検査学実習	必	2	○	△		◎			◎	△		○
SS1209		生体機能計測学Ⅰ	必	2	◎			◎		△			○	
SS1210		生体機能計測学Ⅱ	必	2	◎			◎						
SS1211		生体機能計測学実習ⅠA	必	2	○	△		◎		△		△	○	
SS1212		生体機能計測学実習ⅠB	必	2	○	△		◎						
SS1213		生体機能代行装置学Ⅰ	必	2	○			◎			○	○	○	○
SS1107		生体機能代行装置学概論	必	1	○			◎			○	○	○	○
SS1214		生体機能代行装置学実習Ⅰ	必	2	◎			◎			○		○	
SS1301		専門職連携演習	必	3	△	◎	○	○	○		△	◎		
SS1401		地域チーム医療論	必	4	△	◎	○	○	○		△	◎		
SS1402		卒業研究Ⅰ	必	4	◎	△	△	○			○	△	◎	
SS1403		卒業研究Ⅱ	必	4	◎	△	△	○			○	△	◎	
SS1215		リハビリテーション学概論☆3	選	2＊										
SS1216		災害と医療☆３	選	2＊										
SS1217		細胞生物学☆３	選	2＊										
SS1218		臨床心理学概論☆３	選	2＊										
SS1302		画像解析学☆３	選	3＊										
SS2301	臨床工学コース科目群	電気工学Ⅱ	選	3＊	○			◎		△			△	
SS2302		電子工学Ⅱ	選	3＊	○			◎		△			△	
SS2401		電気磁気学	選	4＊	○			◎						
SS2303		システム工学Ⅰ	選	3＊	○			◎		△		△		
SS2304		システム工学Ⅱ☆４	選	3＊	○			◎		△		△		
SS2402		システム工学Ⅲ	選	4＊	○			◎		△		△		
SS2403		医用機械工学	選	4＊	○			◎		△	△		△	
SS2305		生体材料工学	選	3＊	○			◎		△	△		△	
SS2306		生体物性工学☆４	選	3＊	○			◎		△	△		△	
SS2405		生体物性・材料工学Ⅱ	選	4＊	○			◎		△	△		△	
SS2307		医用機器安全管理学Ⅰ	選	3＊	○			◎		△			△	△
SS2406		医用機器安全管理学Ⅱ	選	4＊	○			◎		△			△	△
SS2308		医用機器安全管理学実習	選	3＊	○			◎		△			△	△
SS2309		医用治療機器学ⅠA　☆４	選	3＊	○			◎		△	○			
SS2310		医用治療機器学ⅠB	選	3＊	○			◎		△	○			
SS2311		医用治療機器学実習	選	3＊	○			◎		△			△	
SS2312		医用電気工学	選	3＊	○			◎		△			△	
SS2313		医用電気工学実習	選	3＊	○			◎		△			△	
SS2314		医用電子工学☆４	選	3＊	○			◎		△			△	
SS2315		医用電子工学実習	選	3＊	○			◎		△			△	
SS2407		医用電気・電子工学特論	選	4＊	○			◎		△			△	

医療保健学部カリキュラム					医療保健学部の学修成果との関連　（◎＝強く関連、○＝関連、△＝やや関連）										
					大学のＤＰ			医療保健学部医療技術学科の新ＤＰ							
								（知識・技能）			（思考力・判断力・表現力）		（主体性・多様性・協働性）		
ナンバリング	科目区分	科目名	必修・選択	配当年次	1)健康社会の実現のため、社会の一員としての使命感、責任感、倫理観を持ち、幅広い教養を身につけている。 2)専攻する学位プログラムにおける基本的な知識・技能を修得し、現実社会の中で適切に活用できる。	3) 知識・技能や他者の意見に基づき、自らの考えを組み立て、効果的なコミュニケーションを通して表現・伝達できる能力を身につけている。 4) 自分のおかれている状況から課題を発見・分析し、解決方法について客観的・多面的に考察できる能力を身につけている。	5) 多様な文化・価値観を持つ他者に対して理解と共感を示し、ともに目標を達成しようとする協働力を身につけている。 6) 自らを律し、主体的に考え、積極的に行動しようとする態度を身につけている。	１）医療技術者としての知識と技能を理解している。	2）医療人としての幅広い教養を身につけている。	3）修得した医療技術を安全に実施することができる。	4）医療技術者として、個々の事例に対して的確に判断ができる。	5）医療チームの一員としてコミュニケーション力が発揮できる。	6）日々進歩し続ける医療機器、医療技術の変化に対応して、さらなる知識や技術を積極的に吸収することができる。	7）医療技術者としての倫理観、使命感、責任感を持ち、他者を思いやり協調して行動することができる。
SS2316	臨床工学コース科目群	医療安全管理学（臨床工学）	選	3＊	△	○	○	○		◎	○	△		
SS2317		看護学概論	選	3＊	○	△	○	○	◎			△		○
SS2318		情報処理工学	選	3＊	○			◎		△		△	○	
SS2319		医療情報科学	選	3＊	◎	△		○	○					
SS2320		生体機能代行装置学Ⅱ	選	3＊	○			◎			○	○	○	○
SS2321		生体機能代行装置学Ⅲ	選	3＊	○			◎			○	○	○	○
SS2322		生体機能代行装置学Ⅳ	選	3＊	○			◎			○	○	○	○
SS2323		生体機能代行装置学実習Ⅱ	選	3＊	◎			◎			○		○	
SS2408		生体機能代行装置学実習Ⅲ	選	4＊	◎			◎			○		○	
SS2324		臨床支援技術学	選	3＊										
SS2325		臨床医学総論Ⅰ	選	3＊	◎	△	△	◎	○			○		△
SS2326		臨床医学総論Ⅱ	選	3＊	◎	△	△	◎	○			○		△
SS2409		手術・集中治療学	選	4＊	○			◎			○	○	○	○
SAS2301		技能修得到達度評価(臨床工学)	選	3＊	◎			◎		○	○	○		○
SAS2401		臨床実習（臨床工学）	選	4＊	◎	○	△	○		○	△	○		◎
SAS2402		臨床工学演習	選	4＊	◎	△	○	◎			○	△	△	
SS3301	臨床検査学コース科目群	遺伝子・染色体検査学　☆５	選	3＊	◎			◎			○		△	△
SS3302		遺伝子・染色体検査学実習	選	3＊	○	△		◎			○		△	△
SS3303		医療安全管理学（臨床検査学）	選	3＊	△	○	○	○		◎	○	△		
SS3304		医療安全管理学実習（臨床検査学）	選	3＊	△	△		○						
SS3305		寄生虫検査学（実習含む）	選	3＊	○			◎			○		△	
SS3306		血液検査学実習Ⅱ	選	3＊	○	△		◎			◎	△		○
SS3307		検査診断学Ⅱ	選	3＊	○			◎					△	△
SS3401		検査診断学Ⅲ	選	4＊	○			◎					△	△
SS3308		生体機能計測学Ⅲ	選	3＊	◎			◎						
SS3309		生体機能計測学実習ⅡA	選	3＊	○	△		◎						
SS3310		生体機能計測学実習ⅡB	選	3＊	○	△		◎						
SS3311		精度管理と品質保証	選	3＊	◎			◎		△	△			
SS3312		認知症の病態と検査　☆５	選	3＊	◎			◎						
SS3313		病理検査学Ⅰ	選	3＊	◎			◎			◎			○
SS3314		病理検査学Ⅱ	選	3＊	◎			◎			◎			○
SS3315		病理検査学実習Ⅰ	選	3＊	○	△		◎			◎			○
SS3316		病理検査学実習Ⅱ	選	3＊	○	△		◎			◎			○
SS3317		輸血・移植検査学Ⅱ	選	3＊	◎			◎			◎			○
SS3318		輸血・移植検査学実習	選	3＊	○	△		◎			◎			○
SS3319		臨床栄養学総論	選	3＊	○			◎						
SS3320		臨床検査管理学Ⅰ	選	3＊	○			◎						
SS3321		臨床検査管理学Ⅱ	選	3＊	○			◎						
SS3322		臨床検査管理学Ⅲ	選	3＊	○			◎						
SS3323		臨床微生物学Ⅰ	選	3＊	◎			◎			○		△	
SS3324		臨床微生物学Ⅱ	選	3＊	◎			◎			○		△	

医療保健学部カリキュラム					医療保健学部の学修成果との関連　（◎＝強く関連、○＝関連、△＝やや関連）										
					大学のＤＰ			医療保健学部医療技術学科の新ＤＰ							
								（知識・技能）			（思考力・判断力・表現力）		（主体性・多様性・協働性）		
ナンバリング	科目区分		科目名	必修・選択	配当年次	1)健康社会の実現のため、社会の一員としての使命感、責任感、倫理観を持ち、幅広い教養を身につけている。 2) 専攻する学位プログラムにおける基本的な知識・技能を修得し、現実社会の中で適切に活用できる。	3) 知識・技能や他者の意見に基づき、自らの考えを組み立て、効果的なコミュニケーションを通して表現・伝達できる能力を身につけている。 4) 自分のおかれている状況から課題を発見・分析し、解決方法について客観的・多面的に考察できる能力を身につけている。	5) 多様な文化・価値観を持つ他者に対して理解と共感を示し、ともに目標を達成しようとする協働力を身につけている。 6) 自らを律し、主体的に考え、積極的に行動しようとする態度を身につけている。	1）医療技術者としての知識と技能を理解している。	2）医療人としての幅広い教養を身につけている。	3）修得した医療技術を安全に実施することができる。	4）医療技術者として、個々の事例に対して的確に判断ができる。	5）医療チームの一員としてコミュニケーション力が発揮できる。	6）日々進歩し続ける医療機器、医療技術の変化に対応して、さらなる知識や技術を積極的に吸収することができる。	7）医療技術者としての倫理観、使命感、責任感を持ち、他者を思いやり協調して行動することができる。
SS3325	専門科目	臨床検査学コース科目群	臨床微生物学実習Ⅰ	選	3＊	○	△		◎			◎	△		○
SS3326			臨床微生物学実習Ⅱ	選	3＊	○	△		◎			◎	△		○
SAS3301			技能修得到達度評価（臨床検査学）	選	3＊	◎	△	○	◎			○	△	△	
SAS3302			臨地実習（臨床検査学）	選	3・4＊	◎	○	△	○		○	△	○		◎
SAS3401			臨床検査学演習	選	4＊	◎	△	○	◎			○	△	△	

5．ナンバリング、カリキュラム・ツリー

・ナンバリングとは、授業科目に番号を付け、分類することで、学修の段階や順序を表し、教育課程の体系性を示す仕組みのことです。
・カリキュラム・ツリー（履修系統図）とは、学生が卒業までに身につけるべき知識や能力を得るため、各授業科目がどのように配置され、関連性があるのかを示しています。

DP1：医療技術者としての知識と技能を理解している。（知識・技能）	DP2：医療人としての幅広い教養を身につけている。（知識・技能）	DP3：修得した医療技術を安全に実施することができる（思考力・判断力・表現力）	DP4：医療技術者として、個々の事例に対して的確に判断ができる（思考力・判断力・表現力）	DP5：医療チームの一員としてコミュニケーション力が発揮できる。（思考力・判断力・表現力）	DP6：日々進歩し続ける医療機器、医療技術の変化に対応して、さらなる知識や技術を積極的に吸収することができる。（主体性・多様性・協働性）	DP7：医療技術者としての倫理観、使命感、責任感を持ち、他者を思いやり協調して行動することができる。（主体性・多様性・協働性）

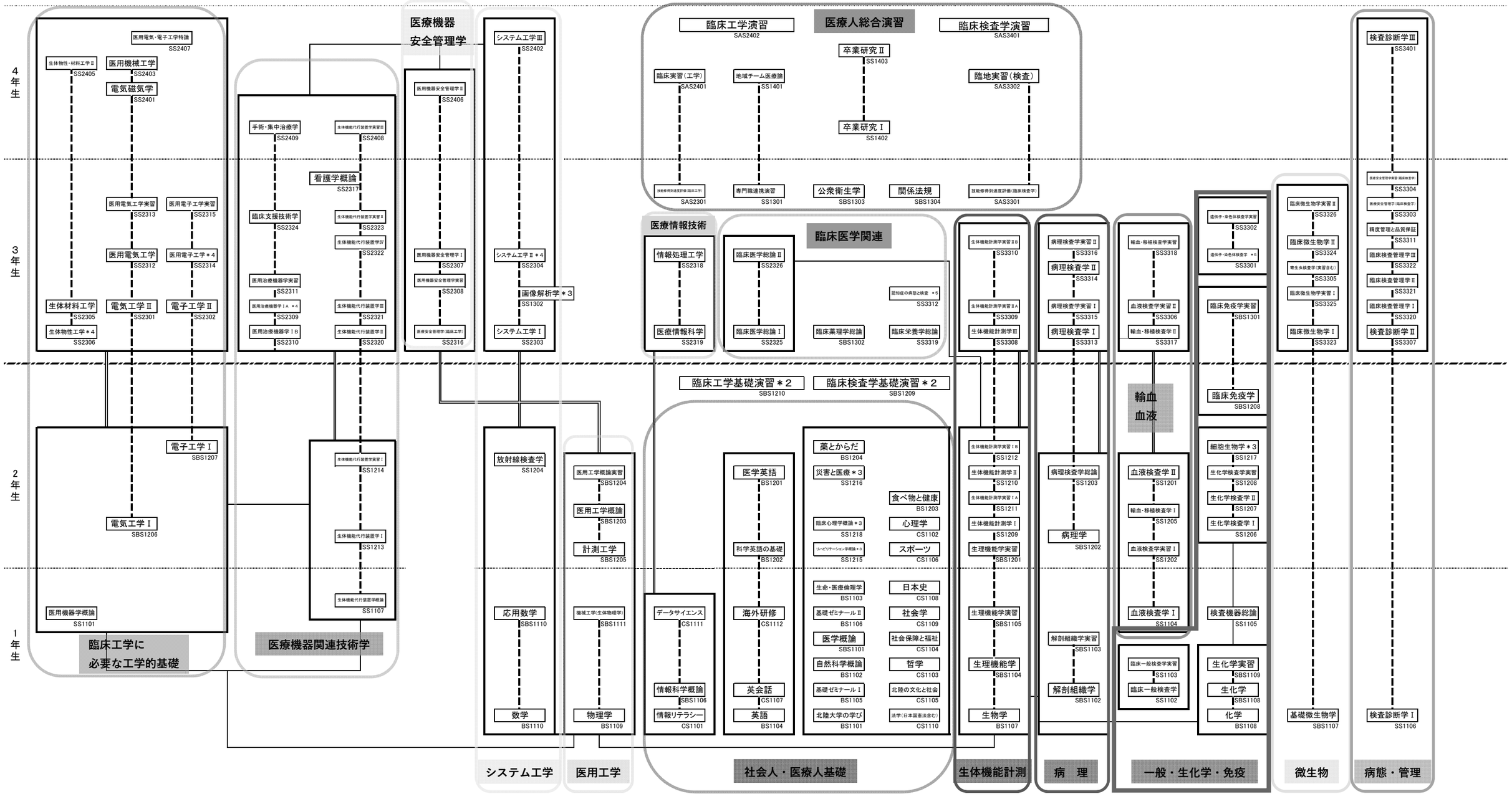

Ⅲ　授業・履修

１．単位制

本学部は、学年制を加味した単位制となっています。単位制とは、各授業科目について、定められた時間数を履修し、試験等に合格することによって、その授業科目の単位を修得していくことです。その修得した単位が学則に定められている卒業要件単位を満たした学生に対して、卒業が認定されます。なお、単位とは学修量を確認する基準です。

各授業科目に対する単位数は、１単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準としますが、当該授業による教育効果、授業時間以外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算しています。

【単位の計算方法】

１単位の学修時間は、授業時間と自学自修時間（予習・復習時間）を合わせて45時間を基準としています。ただし、授業形態によっては算出基準が異なります。

⑴　授業時間数の算定に当たっては、90分を２時間とみなします。

⑵「スポーツ」は、30時間で１単位とします。

⑶「卒業研究Ⅰ」、「卒業研究Ⅱ」、「臨地実習」、「臨床実習」、「海外研修」等の授業科目については、これらに必要な学修等を考慮して単位数を定めています。

（計算基準）

授業形態	単位	学修時間	授業時間	自学自修時間 （予習・復習）
講義	1	４５時間	１５時間	３０時間
演習	1	４５時間	３０時間	１５時間
実験・実習	1	４５時間	４５時間	

２．授業（授業区分・学期・授業時間）

【授業区分】

必修科目	この科目は、学部・学科において履修が義務付けられており、卒業するまでに必ず単位を修得しなければなりません。
選択科目	この科目は、各自の学修計画に基づき、自由に選択することが出来ます。また、修得した単位は卒業に必要な単位に含まれます。

【学　期】

セメスター制（前期・後期）で行われます。

前　期	４月１日～ ９月３０日
後　期	１０月１日～ ３月３１日

※年度によって、各学期の開始または終了日が異なりますので、年度当初に配布される「University Calendar」で確認してください。

【授業時間】

授業時間は、１時限90分間です。

時限	授業時間
１時限	９：１５～１０：４５
２時限	１１：００～１２：３０
３時限	１３：２０～１４：５０
４時限	１５：０５～１６：３５
５時限	１６：５０～１８：２０

３．履修（受講手続・履修登録上限単位・授業・出欠等）

(1) 受講手続き

前期・後期の各学期開始時に「授業時間割」が配付され、学生は各自の履修計画に基づき、指定する期日までに受講手続きを行います。この手続きを怠ると履修ができず、単位の認定は行われません。

授業開始 → 受　講 → 学期末試験

(2) 履修登録上限単位数（ＣＡＰ制）

学修時間を確保し、単位制度の実質化を図るため、履修科目として登録することができる単位数の上限を１年間で４６単位とします。

(3) 履　修

授　業 …… 授業は、「授業時間割」に従って行われます。都合により、授業が行われない（休講）場合や、日時・教室等が変更になる場合は、学生支援システムで通知されます。常に通知に注意するよう心がけてください。

補　講 …… 授業が都合により休講になる場合や通常授業でも時間が不足する場合があります。これらの場合、別途授業計画が組まれ、補講を行うことがあります。

出　席 …… 授業には、病気などやむを得ない場合を除いて、出席しなければなりません。また補講についても通常授業と同じであり、出席しなければなりません。

欠　席 …… 授業を欠席する（欠席した）ときは、欠席理由を明記した「欠席届」を提出しなければなりません。病気の場合は医師の診断書、事故その他の場合はそれを証明する書類の提出を求めることがあります。

未履修 …… 出席が授業時間数の３分の２に達しない場合、その科目は受講しなかった（未履修）とみなされ、その科目の定期試験については「受験停止」の措置がとられます。

未修得 …… 未履修で単位が取得できなかった場合や履修済みであるが、成績評価で不合格になり、単位が取得できなかった場合、その科目を未修得科目といいます。

４．履修モデル（臨床検査学コース、臨床工学コースの履修モデル）

履修モデル　臨床検査技師

	1年				2年			
	前期		後期		前期		後期	
	科目名	コマ 単位	科目名	コマ 単位	科目名	コマ 単位	科目名	コマ 単位
一般教養科目	○ 自然科学概論	8 1	○ 基礎ゼミナールⅡ	15 1	○ 科学英語の基礎	8 1	○ 医学英語	8 1
	○ 北陸大学の学び	8 1	○ 生命・医療倫理学	8 1	○ 食べ物と健康	8 1	○ 薬とからだ	8 1
	○ 英語	15 1	日本史	15 2				
	○ 基礎ゼミナールⅠ	15 1						
	○ 情報リテラシー	15 1						
	生物学	15 1						
	化学	15 1						
	物理学	15 1						
	数学	15 1						
	心理学	15 2						
専門基礎科目	○ 解剖組織学	15 2	○ 解剖組織学実習	23 1	○ 病理学	15 1	○ 臨床免疫学	15 1
	○ 生理機能学	15 2	○ 生理機能学演習	15 1	○ 医用工学概論	15 1	○ 医用工学概論実習	23 1
	○ 医学概論	8 1	○ 生化学	15 1	○ 生理機能学実習	23 1	○ 電子工学Ⅰ	15 1
	○ 情報科学概論	8 1	○ 生化学実習	23 1	○ 計測工学	15 2	臨床検査学基礎演習	15 1
	○ 基礎微生物学	15 1	○ 応用数学	15 1	○ 電気工学Ⅰ	15 1	臨床工学基礎演習	15 1
			○ 機械工学(生体物理学)	15 1				
専門科目	○ 検査診断学Ⅰ	15 2	○ 検査機器総論	8 1	○ 生化学検査学Ⅰ	15 1	○ 生化学検査学Ⅱ	15 1
	○ 臨床一般検査学	15 1	○ 生体機能代行装置学概論	15 1	○ 生体機能計測学Ⅰ	15 2	○ 生化学検査学実習	23 1
	○ 臨床一般検査学実習	23 1	○ 医用機器学概論	15 2	○ 生体機能計測学実習ⅠA	23 1	○ 生体機能計測学Ⅱ	15 2
			○ 血液検査学Ⅰ	15 1	○ 生体機能代行装置学Ⅰ	15 2	○ 放射線検査学	8 1
					○ 輸血・移植検査学Ⅰ	15 2	○ 生体機能計測学実習ⅠB	23 1
					○ 血液検査学実習Ⅰ	23 1	○ 生体機能代行装置学実習Ⅰ	23 1
					● 臨床心理学概論	15 1	○ 血液検査学Ⅱ	15 1
							○ 病理検査学総論	8 1
合計数	期別履修単位数	22	期別履修単位数	15	期別履修単位数	18	期別履修単位数	16
			年次別履修単位数	37			年次別履修単位数	34

○必修科目

●共通選択科目

☆臨床検査学指定選択科目

国家試験受験資格取得

3年						4年			
前期			後期			前期		後期	
科目名	ｺﾏ	単位	科目名	ｺﾏ	単位	科目名	ｺﾏ 単位	科目名	ｺﾏ 単位
○ 臨床免疫学実習	23	1	○ 公衆衛生学	8	1				
○ 臨床薬理学総論	8	1	○ 関係法規	8	1				
医療安全管理学(臨床検査学)	8	1	○ 専門職連携演習	15	1	○ 卒業研究Ⅰ	15 1	○ 地域チーム医療論	15 1
臨床微生物学Ⅰ	15	2	病理検査学Ⅱ	15	1			○ 卒業研究Ⅱ	15 1
検査診断学Ⅱ	15	2	病理検査学実習Ⅱ	23	1			検査診断学Ⅲ	30 2
臨床栄養学総論	8	1	遺伝子・染色体検査学	8	1			臨床検査学演習	30 2
認知症の病態と検査	8	1	遺伝子・染色体検査学実習	23	1				
血液検査学実習Ⅱ	23	1	輸血・移植検査学実習	23	1				
病理検査学Ⅰ	15	1	臨床微生物学実習Ⅱ	23	1				
病理検査学実習Ⅰ	23	1	臨床微生物学Ⅱ	15	2				
寄生虫検査学(実習含む)	20	1	生体機能計測学実習ⅡB	23	1				
輸血・移植検査学Ⅱ	15	1	臨床検査管理学Ⅲ	15	2				
臨床微生物学実習Ⅰ	23	1	精度管理と品質保証	15	2				
生体機能計測学Ⅲ	15	2	医療安全管理学実習(臨床検査学)	23	1				
生体機能計測学実習ⅡA	23	1	技能修得到達度評価(臨床検査学)		1				
臨床検査管理学Ⅰ	8	1	臨地実習(臨床検査学)				11		
臨床検査管理学Ⅱ	8	1	☆ 医用電子工学	8	1				
☆ 医用治療機器学ⅠA	15	1							
期別履修単位数		21	期別履修単位数		19	期別履修単位数	12	期別履修単位数	6
			年次別履修単位数		40			年次別履修単位数	18
								総履修単位数	129

履修モデル　臨床工学技士

	1年				2年			
	前期		後期		前期		後期	
	科目名	コマ 単位	科目名	コマ 単位	科目名	コマ 単位	科目名	コマ 単位
一般教養科目	○ 自然科学概論	8 1	○ 基礎ゼミナールⅡ	15 1	○ 科学英語の基礎	8 1	○ 医学英語	8 1
	○ 北陸大学の学び	8 1	○ 生命・医療倫理学	8 1	○ 食べ物と健康	8 1	○ 薬とからだ	8 1
	○ 英語	15 1	日本史	15 2				
	○ 基礎ゼミナールⅠ	15 1						
	○ 情報リテラシー	15 1						
	生物学	15 1						
	化学	15 1						
	物理学	15 1						
	数学	15 1						
	心理学	15 2						
専門基礎科目	○ 解剖組織学	15 2	○ 解剖組織学実習	23 1	○ 病理学	15 1	○ 臨床免疫学	15 1
	○ 生理機能学	15 2	○ 生理機能学演習	15 1	○ 医用工学概論	15 1	○ 医用工学概論実習	23 1
	○ 医学概論	8 1	○ 生化学	15 1	○ 生理機能学実習	23 1	○ 電子工学Ⅰ	15 1
	○ 情報科学概論	8 1	○ 生化学実習	23 1	○ 計測工学	15 2	臨床検査学基礎演習	15 1
	○ 基礎微生物学	15 1	○ 応用数学	15 1	○ 電気工学Ⅰ	15 1	臨床工学基礎演習	15 1
			○ 機械工学(生体物理学)	15 1				
専門科目	○ 検査診断学Ⅰ	15 2	○ 検査機器総論	8 1	○ 生化学検査学Ⅰ	15 1	○ 生化学検査学Ⅱ	15 1
	○ 臨床一般検査学	15 1	○ 生体機能代行装置学概論	15 1	○ 生体機能計測学Ⅰ	15 2	○ 生化学検査学実習	23 1
	○ 臨床一般検査学実習	23 1	○ 医用機器学概論	15 2	○ 生体機能計測学実習ⅠA	23 1	○ 生体機能計測学Ⅱ	15 2
			○ 血液検査学Ⅰ	15 1	○ 生体機能代行装置学Ⅰ	15 2	○ 放射線検査学	8 1
					○ 輸血・移植検査学Ⅰ	15 2	○ 生体機能計測学実習ⅠB	23 1
					○ 血液検査学実習Ⅰ	23 1	○ 生体機能代行装置学実習Ⅰ	23 1
							○ 血液検査学Ⅱ	15 1
							○ 病理検査学総論	8 1
							● 災害と医療	15 1
合計数	期別履修単位数	22	期別履修単位数	15	期別履修単位数	17	期別履修単位数	17
			年次別履修単位数	37			年次別履修単位数	34

○必修科目

●共通選択科目

★臨床工学指定選択科目

国家試験受験資格取得

3年						4年					
前期			後期			前期			後期		
	科目名	コマ 単位		科目名	コマ 単位		科目名	コマ 単位		科目名	コマ 単位
○	臨床免疫学実習	23 1	○	公衆衛生学	8 1						
○	臨床薬理学総論	8 1	○	関係法規	8 1						
	医療安全管理学(臨床工学)	8 1	○	専門職連携演習	15 1	○	卒業研究Ⅰ	15 1	○	地域チーム医療論	15 1
	医療情報科学	8 1		臨床医学総論Ⅱ	15 2		生体機能代行装置学実習Ⅲ	23 1	○	卒業研究Ⅱ	15 1
	医用電気工学	8 1		医用電気工学実習	23 1		手術・集中治療学	8 1		医用電気・電子工学特論	8 1
	電気工学Ⅱ	15 2		医用電子工学実習	23 1		臨床実習(臨床工学)	6		電気磁気学	8 1
	電子工学Ⅱ	15 2		医用電子工学	8 1					システム工学Ⅲ	15 1
	システム工学Ⅰ	8 1		システム工学Ⅱ	8 1					生体物性・材料工学Ⅱ	8 1
	生体物性工学	15 2		医用機器安全管理学実習	23 1					医用機械工学	8 1
	生体材料工学	8 1		生体機能代行装置学実習Ⅱ	23 1					医用機器安全管理学Ⅱ	8 1
	医用治療機器学ⅠA	15 1		生体機能代行装置学Ⅳ	15 2					臨床工学演習	15 1
	医用治療機器学ⅠB	15 1		技能修得到達度評価(臨床工学)	1						
	生体機能代行装置学Ⅱ	15 2		看護学概論	8 1						
	生体機能代行装置学Ⅲ	15 2		情報処理工学	15 1						
	臨床支援技術学	15 1		医用治療機器学実習	23 1						
	医用機器安全管理学Ⅰ	15 2	●	画像解析学	15 1						
	臨床医学総論Ⅰ	15 2									
★	認知症の病態と検査	8 1									
期別履修単位数		25	期別履修単位数		18	期別履修単位数		9	期別履修単位数		9
			年次別履修単位数		43				年次別履修単位数		18
									総履修単位数		132

５．悪天候等における授業・試験の取り扱いと対応

悪天候等に伴う交通機関の不通、特別警報等発令時における授業及び試験の取り扱いを以下のとおり定める。

(1) オンライン対応、休講、試験休止等

次のいずれかの状況が発生した場合は、オンライン授業への切り替え、又は、休講（試験休止）とする。

①金沢地方気象台から「加賀北部地域」に特別警報が発令された場合

＊「特別警報」とは、これまで経験したことがないような重大な危険が差し迫った異常な状況になると予想される場合に発令される警報であり、「特別警報」が発令された場合は、避難情報等に従いただちに命を守る行動をとること。

②北陸鉄道バスが全面不通の場合

③その他、休講及び試験を休止することが適切であると学長が認めた場合

(2) 休講の解除及び試験休止の解除

警報解除又は運転再開の時刻	授業及び試験の取り扱い
午前　７時００分まで	１時限から実施
午前１１時００分まで	３時限から実施
午前１１時０１分以降	終日休講又は休止

(3) 決定・周知方法

学生及び教職員への周知方法は、ホームページ、学生支援システムを利用したメール配信を行います。

(4) その他

① 休講となった場合は、補講を実施します。なお、終日休講となった場合は、授業予備日等を授業代替日として実施します。

② 試験休止となった場合は、原則、試験最終日の翌日を試験代替日として実施します。

③ 学外の実習等の場合は、各実習先又は実習担当教員の指示に従うものとします。

④ 学生の居住地域に係わる交通機関の不通及び警報発令等については、自身の判断で安全確保に努める。なお、欠席については、事由を証明する書類を持参の上、１週間以内に薬学学務課又は教務課にて、公欠又は追試験の手続きを行うこととします。

●全国瞬時警報システム発令時の授業・試験の取り扱いと対応

全国瞬時警報システム（Ｊアラート）受信時の対応について、授業・試験中の場合は、直ちに中断することとし、安全が確認された後に授業・試験を再開し、中断時間により、授業・試験時間の繰り下げもしくは別日時に補講・試験実施の措置をとります。

休講及び試験を休止する場合の対応は、「悪天候等における授業・試験の取り扱いと対応」に準じて行います。

＊全国瞬時警報システムとは、弾道ミサイル情報、緊急地震速報、津波警報など、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を 携帯電話等に配信される緊急速報メール、市町村防災行政無線等により、国から住民まで瞬時に伝達するシステムのことです。

Ⅳ　試験・成績

1．試験制度

試験の種類には、平常試験、定期試験、追試験、再試験及び最終試験があります。

試験の種類	内　　容
平常試験	授業担当者が当該授業科目について、主として平常の授業時間又はその前後に随時行う試験
定期試験	各学期末に期日を定めて行う試験
追試験	病気、事故及び忌引などやむを得ない事由により、定期試験を受験できなかった者に対して行う試験
再試験	定期試験又は追試験を受験した者で、その試験の結果が不合格と判定された授業科目について行う試験
最終試験	再試験を受験した者で、その結果が不合格と判定された授業科目について行う試験

1－1　【定期試験で合格】

定期試験（又は追試験）を受験し、合格と判定された授業科目については、所定の単位が認定されます。

1－2　【定期試験で不合格】

定期試験（又は追試験）を受験し、不合格と判定された授業科目については、定期試験終了後に日時を定めて再試験を実施します。

2－1　【再試験で合格】

再試験を受験し、合格と判定された授業科目については、所定の単位が認定されます。

2－2　【再試験で不合格】

再試験を受験し、不合格と判定された授業科目は、未修得科目となります。但し、当該年度内に改めて試験（以下、最終試験という）を行うことがあります。最終試験は、当該年次に開講される必修科目及び選択科目コース群の不合格科目が３科目以内の者に対して実施します。

3－1　【最終試験で合格】

最終試験を受験し、合格と判定された授業科目については、所定の単位が認定されます。

3－2　【最終試験で不合格】

最終試験を受験し、不合格と判定された授業科目は、未修得科目となります。

○留年した場合の履修について

修得単位数が進級基準に達せず留年した場合は、未修得の必修科目及び選択科目コース群科目を再履修し、通常生と同様の試験制度により、単位修得を目指します。また、前年度単位修得済みの科目であっても成績評価Ｃ（可）の科目から学部長が指定する科目については、履修を義務付けます。再履修の結果、前年度の成績評価より上位の成績評価を得たときには、上位の成績評価を採用します。

２．追試験

定期試験を病気、事故、忌引等、次に示す事由により受験できなかった学生に対しては、本人の願い出に基づき、追試験を行うことがありますので、当該科目の試験日を含め７日以内に追試験願（病気の場合は医師の診断書、その他の場合も証明書等を添付すること）を提出してください。（応当日（７日目）が休日の場合は、翌業務日までとします。）

⑴　病気により欠席した者（診断書）

⑵　３親等以内の親族の忌引により欠席した者（葬儀案内書等）

親族が死亡したときは、次の期間を忌引扱いとすることができます。

（１親等）父母、子　　７日

（２親等）祖父母、兄弟姉妹　３日

（３親等）伯叔父母　　１日

＊配偶者は10日間となります。

いずれも葬儀の日及び往復の日数を含む。

⑶　被害者、加害者にかかわらず、交通事故により欠席した者（事故証明書）

⑷　天災、事故等の原因による公共交通機関の遅れにより欠席した者（遅延証明書）

⑸　就職試験、大学院入学試験を受験するために、事前に証明する書類を提出のうえ、欠席した者（試験通知書、受験票等）

⑹　その他、正当な理由で欠席したと認められる者

＊追試験・再試験・最終試験においては、原則として追試験を認めません。

３．試験受験上の注意

受験に際しては、監督教員の指示によるほか、次の事項を守らなければなりません。

⑴　試験を受験する際は必ず学生証を持参し、試験開始時に、机の上に写真欄を表にしておくこと。また、追再試験・最終試験の場合は受験承認証をそれに添えること。

⑵　試験開始５分前までに入室し、指定された座席に着席すること。また、試験開始後15分を超えて遅刻した場合は受験出来ないので注意すること。

⑶　試験終了後は、監督員の指示があるまで退室しないこと。時間中に答案を書き終えた者は、挙手のうえ監督員の許可を得て退室すること。ただし、試験開始後20分間及び試験終了前５分間は退室できません。また、一旦中途退室すると、再入室はできません。

⑷　携帯電話等の電源は必ずＯＦＦにし、かばんに納めること。

４．不正行為

【試験中の不正行為】

⑴　試験監督員の指示・注意等に従わない行為及び試験監督員の業務を妨害する行為

⑵　身代わり受験をする行為あるいは身代わり受験をさせる行為

⑶　持ち込み許可を受けない書籍、ノート、情報機器等の利用

⑷　持ち込み許可を得た書籍やノート等の貸借

⑸　紙片、筆記用具、机等にあらかじめ書き込んだものの利用

⑹　答案用紙、下書用紙等配布された用紙以外の用紙の利用

⑺　答案用紙のすり替えや交換
⑻　他人の答案を見ることあるいは自分の答案を他人に見せること
⑼　試験場の内外を問わず、会話、電話、メール、符号等を利用した情報交換
⑽　許可のない物品の貸借
⑾　試験監督員の指示に反する行為

以上の試験における不正行為を行った者に対する懲戒手続は、「北陸大学学生懲戒規程」に従って行われ、当該学期のすべての履修登録科目の成績評価をＦ2（受験停止）とし、前後期を通して開講される科目の成績については、学部で定めます。

【試験以外における不正行為】

⑴　授業の中で行われる確認試験や中間試験等において、【試験中の不正行為】と同様の行為
⑵　レポート等の提出において、web上にある他人の文章等を提出する行為
⑶　レポート等の提出において、他人の書いたものを提出する行為
⑷　授業に出席しない者が、他人に学生証を預け、出席と見せかける行為
⑸　授業に出席しない者が、他人に学生証を渡し、カードリーダーに通させ、出席と見せかける行為
⑹　授業に出席しない者が、出席カード等の出席確認の書類に、他人に自分の氏名や学籍番号を書かせ、出席と見せかける行為

以上の試験以外における不正行為を行った者、また行為を引き受けた者も不正行為とみなされ、当該授業への出席が制限されたり、当該授業の成績が著しく低く評価されることがあります。また、重ねて行った者や悪質である場合、「北陸大学学生懲戒規程」に従って懲戒手続きが行われます。

５．成績評価

（1）成績評価

各科目の成績は、100点満点で次のような評価で表示されます。60点以上を合格とし、合格科目は単位が認定されます。但し、追試験は90点、再試験・最終試験は69点を最高点とします。

判定	成績評価	成績評価基準	
合格	Ｓ（秀）	90点 ～ 100点	特に優れた成績を修めたことを表します。
	Ａ（優）	80点 ～ 89点	優れた成績を修めたことを表します。
	Ｂ（良）	70点 ～ 79点	妥当と認められた成績を修めたことを表します。
	Ｃ（可）	60点 ～ 69点	合格と認められる最低限の成績を修めたことを表します。
不合格	Ｆ（不可）	59点以下	合格と認められる最低限の成績を修めることができなかったことを表します。
	Ｆ1（試験欠席）	試験欠席により、不合格となったことを表します。	
	Ｆ2（受験停止）	授業欠席過多等により、不合格となったことを表します。	
対象外	ＴＣ（認定）	他大学等での履修により修得した単位であることを表します。	
	Ｒ（合格認定）	資格取得等により認定された単位、もしくは、学部において点数による評価を行わず、合格又は不合格による判定を行うと定めた科目（合否判定科目）で合格と認定された単位であることを表します。	

【GPA制度】

GPA（Grade Point Average）は、学生一人ひとりが、学修成果を総合的、かつ、客観的に確認できる指針となり、今後の勉学意欲をより一層高めることにもつながります。また、学生一人ひとりに対し、効果的かつ適切な指導を行うための資料や奨学金や大学院推薦の選考資料としても利用します。

各学期のGPAが３学期連続して1.0未満の場合、退学勧告を受けることがあります。

・成績評価とグレードポイント

成績評価	ポイント
S（秀）	4
A（優）	3
B（良）	2
C（可）	1
F（不可） F１（試験欠席） F２（受験停止）	0

※「ＴＣ（認定）」及び「R（合格認定）」並びに卒業要件に算入されない科目については、算出の対象とはなりません。

GPAの計算方法は、各履修科目の成績評価（S・A・B・C・F）をそれぞれ数値化し、その数値化した評点に単位数を乗じた総評点を登録科目の総単位数で割って算出します。

■GPAの算出方法

$$GPA = \frac{(Sの単位数\times4)+(Aの単位数\times3)+(Bの単位数\times2)+(Cの単位数\times1)+(Fの単位数\times0)}{履修科目の総単位数}$$

例）

履修科目	単位数	評　価	ポイント
基礎ゼミナールⅠ	１単位	S	4
解剖組織学	２単位	A	6
英語	１単位	B	2
生理機能学実習	１単位	F	0

上記の計算式にあてはめるとＧＰＡは２.４（12ポイント÷５単位）になります。F（不可）の科目の単位も含まれますので、特に選択科目を履修登録する際には、シラバスをよく読み、十分授業内容を検討してから登録してください。

（2）成績疑義照会

【成績疑義照会制度】

成績疑義照会制度は、科目の成績評価に関して疑義が生じた場合、定められた期間内に学生が「成績疑義照会願」により照会を求め、疑義内容を精査の上、妥当と判断された場合に成績評価を訂正するための制度です。

【成績疑義照会の流れ】

科目の成績評価に関して疑義が生じた場合、「成績疑義照会願」を成績発表後７日以内に教務課窓口に提出してください（「成績発表後７日以内」とは「学生支援システム」による成績発表日を算入せず、翌日から起算して７日以内とします。応当日（７日目）が休日の場合は、翌業務日までとします。なお、各学期の成績疑義照会期間は、その都度、通知します）。

疑義内容に応じて、当該授業担当教員あるいは教務課が確認し、疑義内容が妥当と判断された場合には成績評価が訂正されます。また、申出学生には、教務課を通じて、文書で回答を配付します。

【成績疑義照会対象事項】

成績疑義照会は、以下に該当する事項について照会を受け付けるもので、授業担当教員に対して、成績評価の再考・変更を求めたり、評価内容に関する不満を訴えたりするものではありません。

【疑義照会対象事項】

⑴ 定期・再試験等を受験あるいはレポート等の課題を提出したにもかかわらず、成績評価が記載されていない場合。

⑵ 定期・再試験等を受験あるいはレポート等の課題を提出し、成績評価で合格基準を満たしている具体的な根拠があるにもかかわらず、「Ｆ」評価となった場合。

⑶ 成績評価で合格基準を満たしていないにもかかわらず、「Ｃ」以上の評価が記入されている場合。

【成績評価疑義照会に際しての注意事項】

・成績疑義照会制度は、科目の成績評価に関しての疑義を受け付けるものであり、定期試験等、個別の試験やレポート等の成績に関する疑義を受け付けるものではありません。個別の試験等結果に関して疑義照会を受ける場合は、その都度受付期間等を通知します。
・成績疑義照会に際しては、シラバスに記載の「成績評価の基準・方法」をよく確認してから願い出てください。
・照会期間以外の疑義受付は認められませんので、必ず定められた期間内に成績確認を行ってください。
・申請は、本人が教務課窓口で行うものとし、「代理申請」は認めません。
・評価内容に関する不満等については、「疑義照会願」を受け付けません。

(3) 成績通知

前期・後期の定期試験結果については、学生支援システム（成績照会）により発表しています。また、定期試験、再試験（最終試験）を含んだ総合成績は、「成績通知書」で保証人宛に送付するとともに学生支援システム（成績照会）により発表しています。

試験・成績発表の流れは以下のとおりです。

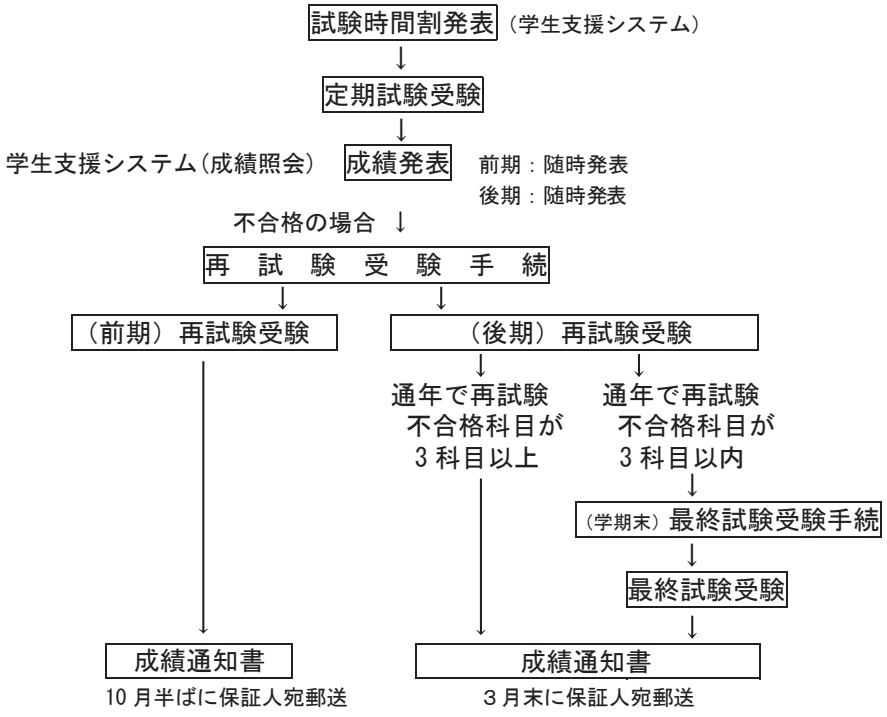

Ⅴ　進級・卒業について

１．進級

上級年次への進級は、当該年次に履修したすべての必修科目に合格した者とします。４年次生については、学則に定める卒業要件単位に達しない者は留年とします。

２．卒業要件

４年間以上在学し、次の各科目区分における必要単位数を満たしたうえで、卒業単位128単位以上を修得した者とします。

<table>
<tr><td colspan="4">医療保健学部　医療技術学科</td></tr>
<tr><td rowspan="2">一般教養科目</td><td>必修科目</td><td>11単位</td><td rowspan="2">計19単位以上</td></tr>
<tr><td>選択科目</td><td>８単位以上</td></tr>
<tr><td rowspan="2">専門基礎科目</td><td>必修科目</td><td>26単位</td><td>計27単位以上
・「臨床検査学基礎演習」若しくは「臨床工学基礎演習」のいずれかを修得すること。</td></tr>
<tr><td>選択科目</td><td>１単位以上</td></tr>
<tr><td rowspan="2">専門科目</td><td>必修科目</td><td>31単位</td><td rowspan="2">計82単位以上
・臨床検査学コース科目群又は臨床工学コース科目群のいずれかをすべて修得すること。
・臨床検査学コースの場合は、共通科目群の選択科目から１科目以上、かつ、臨床工学コース科目群から指定する選択科目を２科目以上修得すること。
・臨床工学コースの場合は、共通科目群の選択科目から「画像解析学」を含む２科目以上、かつ、臨床検査学コース科目群から指定する選択科目を１科目以上修得すること。</td></tr>
<tr><td>選択科目</td><td>51単位以上</td></tr>
<tr><td>合　　計</td><td colspan="3">128単位以上</td></tr>
</table>

Ⅵ　学籍の異動

１．休　学

病気その他やむを得ない理由で、引き続き３ヵ月以上欠席しなければならないときは、休学することができます。休学しようとする場合には、その理由を明記した所定の「休学願」を提出し（病気の場合は医師の診断書を添付）、許可を得なければなりません。引き続き休学できる期間は１年以内です。ただし、特別の理由がある場合に限り１年を限度として、休学期間の延長を認めることがあります。休学期間が過ぎても復学できない場合は改めて休学の手続きをとらなければなりません（休学期間は通算４年を超えることはできません）。

休学中の学生は試験を受ける資格はなく、したがって単位は認定されません。

２．復　学

休学期間が終了した場合、あるいは休学中であっても休学の理由がなくなった場合は、直ちに所定の「復学願」を提出し、許可を得なければなりません。この場合病気で休学していた者は修学に堪え得ることの医師の証明書が必要です。学期の途中で復学した場合、休学前と復学後の出席回数がその学期の授業回数の３分の２以上ないと定期試験や追再試験を受験する資格はありません。

３．退　学

退学する場合には、その理由を明記した所定の「退学願」を提出し、許可を得なければなりません。退学には、次の２つの退学があります。

●自主退学の場合

退学をしようとする学生は、必ず担任教員に相談のうえ、その理由を記載した所定の「退学願」を教務課に提出し、学長の許可を得なければなりません。なお、退学を願い出る場合は、その学期の授業料等の学費が完納されていなければなりません。

●退学を命じられる場合

主に次の場合が対象になります。

①　在学期間が学則第14条に規定する８年を超えた場合
②　１回の休学期間が２年を超えた場合、または通算の休学期間が４年を超えた場合
③　授業料等の学費が指定期日までに納入されなかった場合
④　長期間にわたり行方不明になった場合

４．転学部

本学他学部への転学部制度があります。転学部についての詳細な事項は別途通知します。

Ⅶ　学外実習

1．臨地実習（検査）・臨床実習（工学）概要

臨地実習・臨床実習は３年間で学んだ専門科目、専門基礎科目に関する学内講義、演習、実習で培った臨床検査学・臨床工学の知識と技術について実際の医療現場でどのように用いられ、また応用されているかを学びます。

同時に今日の医療情勢を把握し、安全・安心な医療とそのための社会から望まれる医療スタッフ像と協調の重要性について理解を深めさせ、医療人としての自覚を育成します。

科目名	時間及び期間	実習場所	実習の狙い
臨地実習 【臨床検査学領域】 （選択11単位）	３年次後期／ ４年次前期	医療機関等	学内で学んだ臨床検査学の理解と基本的実習の上に、学内では学べなかった基本的・実践的技術を習得するとともに、検査材料の取り扱い方、検査機器の仕組みや取り扱い方、検査情報管理等の正しい結果を迅速に報告するという検査部門の役割や運営に関する基礎知識を学び、検査部門の医療における重要性を知ります。多様に進歩する医療分野の真髄を医療現場で接しながら臨床検査学のさらなる習熟を図ります。また、医療を必要とする患者とその家族、最良の医療を提供すべき医師やその他の医療スタッフがいる臨床現場に身をおき、ヒューマンコミュニケーションを意識して人間的な成長を目指します。さらに患者との応対の仕方・マナーを学習し、医療チームの一員としての責任感と自覚、倫理観を身につけます。
臨床実習 【臨床工学領域】 （選択・６単位）	４年次前期	医療機関等	学内で学んだ臨床工学の理解と基本的実習の上に、学内では学べなかった臨床工学として必要な基本的・実践的技術を習得するとともに、医用治療機器の仕組みや取り扱い方、保守点検などの医療機器管理業務など臨床工学部門の役割や運営に関する実践知識を学び、臨床工学部門の医療における重要性や医療スタッフとしての協調性の重要性を知ります。また、臨床工学技士が対象とする患者の年齢層や基礎疾患も多様であることから、単に医療機器に関する知識だけではなく、医療現場での患者に応じた対応について検分します。さらに、患者との応対の仕方・マナーを学習し、医療チームの一員としての責任感と自覚、倫理観を身につけます。

Ⅷ　資格取得

1．臨床検査技師について

- 臨床検査技師は「臨床検査技師等に関する法律」に規定された国家資格で、臨床検査技師国家試験に合格して厚生労働大臣の免許を受けて、臨床検査技師の名称を用いて、医師又は歯科医師の指示のもとに、微生物学的検査、血清学的検査、血液学的検査、病理学的検査、寄生虫学的検査、生化学的検査及び厚生労働省令で定める生理学的検査を行うことを業とする者をいいます。
- 臨床検査技師国家試験の受験資格を得るためには、厚生労働大臣が指定する科目（指定科目）を修めて卒業しなければなりません。
- 医療技術学科において、科目を履修することで、卒業時に臨床検査技師国家試験の受験資格が得られます。なお、実際には卒業見込みで受験するため、卒業できない場合は、受験そのものが無効となります。

（臨床検査技師国家試験受験資格取得に必要な授業科目）

指定科目	本学で開設する授業科目	配当年次	単位数
病態学	検査診断学Ⅰ	1	2
	検査診断学Ⅱ	3	2
	検査診断学Ⅲ	4	2
	解剖組織学	1	2
	解剖組織学実習	1	1
	生理機能学	1	2
	生理機能学演習	1	1
	生理機能学実習	2	1
	生化学	1	1
	生化学実習	1	1
	食べ物と健康	2	1
	薬とからだ	2	1
	病理学	2	1
	基礎微生物学	1	1
	臨床薬理学総論	3	1
	認知症の病態と検査	3	1
	臨床栄養学総論	3	1
公衆衛生学	医学概論	1	1
	公衆衛生学	3	1
	関係法規	3	1
	地域チーム医療論	4	1
医用工学概論	情報科学概論	1	1
	検査機器総論	1	1
	医用工学概論	2	1
	医用工学概論実習	2	1
血液検査学	血液検査学Ⅰ	1	1
	血液検査学Ⅱ	2	1
	血液検査学実習Ⅰ	2	1
	血液検査学実習Ⅱ	3	1

指定科目	本学で開設する授業科目	配当年次	単位数
病理検査学	病理検査学総論	2	1
	病理検査学Ⅰ	3	1
	病理検査学Ⅱ	3	1
	病理検査学実習Ⅰ	3	1
	病理検査学実習Ⅱ	3	1
尿・糞便等一般検査学	臨床一般検査学	1	1
	寄生虫検査学（実習含む）	3	1
	臨床一般検査学実習	1	1
生化学検査学	生化学検査学Ⅰ	2	1
	生化学検査学Ⅱ	2	1
	生化学検査学実習	2	1
	放射線検査学	2	1
免疫検査学	臨床免疫学	2	1
	臨床免疫学実習	2	1
遺伝子関連・染色体検査学	遺伝子・染色体検査学	3	1
	遺伝子・染色体検査学実習	3	1
輸血・移植検査学	輸血・移植検査学Ⅰ	2	2
	輸血・移植検査学Ⅱ	3	1
	輸血・移植検査学実習	3	1
微生物検査学	臨床微生物学Ⅰ	3	2
	臨床微生物学Ⅱ	3	2
	臨床微生物学実習Ⅰ	3	1
	臨床微生物学実習Ⅱ	3	1
生理検査学	生体機能計測学Ⅰ	2	2
	生体機能計測学Ⅱ	2	2
	生体機能計測学Ⅲ	3	2
	生体機能計測学実習Ⅰ A	2	1
	生体機能計測学実習Ⅰ B	2	1
	生体機能計測学実習Ⅱ A	3	1
	生体機能計測学実習Ⅱ B	3	1
臨床検査総合管理学	臨床検査管理学Ⅰ	3	1
	臨床検査管理学Ⅱ	3	1
	臨床検査管理学Ⅲ	3	2
	精度管理と品質保証	3	2
医療安全管理学	医療安全管理学（臨床検査学）	3	1
	医療安全管理学実習（臨床検査学）	3	1
合計			78

その他	該当する授業科目		単位数
上記科目における臨地実習	技能修得度到達度評価（臨床検査学）		1
	臨地実習（臨床検査学）		11
合計			12

２．臨床工学技士について

- 臨床工学技士は「臨床工学技士法」に規定された国家試験で、臨床工学技士国家試験に合格して厚生労働大臣の免許を受けて、臨床工学技士の名称を用いて、医師の指示のもとに、生命維持管理装置の操作（生命維持管理装置の先端部の身体への接続又は身体からの除去であって政令で定めるものを含む）及び保守点検を行うことを業とする者をいいます。
- 臨床工学技士国家試験の受験資格を得るためには、厚生労働大臣が指定する科目（指定科目）を修めて卒業しなければなりません。
- 医療技術学科において、下記科目を履修することで、卒業時に臨床工学技士国家試験の受験資格が得られます。なお、実際には卒業見込みで受験するため、卒業できない場合は、受験そのものが無効となります。

（臨床工学技士国家試験受験資格取得に必要な授業科目）

厚生労働大臣の指定する科目	科目名	配当年次	単位数
公衆衛生学	公衆衛生学	3	1
医学概論	医学概論	1	1
解剖学	解剖組織学	1	2
	解剖組織学実習	1	1
生理学	生理機能学	1	2
	生理機能学演習	1	1
	生理機能学実習	2	1
病理学	病理学	2	1
	病理検査学総論	2	1
生化学	生化学	1	1
	生化学実習	1	1
	生化学検査学Ⅰ	2	1
	生化学検査学Ⅱ	2	1
	生化学検査学実習	2	1
薬理学	臨床薬理学総論	3	1
	薬とからだ	2	1
免疫学	臨床免疫学	2	1
	臨床免疫学実習	3	1
	輸血・移植検査学Ⅰ	2	2
看護学概論	看護学概論	3	1
	地域チーム医療論	4	1
応用数学	応用数学	1	1
医用工学	医用工学概論	2	1
	医用工学概論実習	2	1
	システム工学Ⅰ	3	1
	システム工学Ⅱ	3	1
	システム工学Ⅲ	4	1
	情報科学概論	1	1
	情報処理工学	3	1
	医療情報科学	3	1
電気工学	電気工学Ⅰ	2	1
	電気工学Ⅱ	3	2
	電気磁気学	4	1
	医用電気工学	3	1
	医用電気工学実習	3	1
	医用電気・電子工学特論	4	1

厚生労働大臣の指定する科目	科目名	配当年次	単位数
電子工学	電子工学Ⅰ	2	1
	電子工学Ⅱ	3	2
	医用電子工学	3	1
	医用電子工学実習	3	1
	医用電気・電子工学特論	4	1
物性工学	生体物性工学	3	2
	生体物性・材料工学	4	1
機械工学	機械工学（生体物理学）	1	1
	医用機械工学	4	1
材料工学	生体材料工学	3	1
	生体物性・材料工学	4	1
計測工学	計測工学	2	2
医用機器学概論	医用機器学概論	1	2
生体機能代行装置学	生体機能代行装置学概論	1	1
	生体機能代行装置学Ⅰ	2	2
	生体機能代行装置学Ⅱ	3	2
	生体機能代行装置学Ⅲ	3	2
	生体機能代行装置学Ⅳ	3	2
	生体機能代行装置学実習Ⅰ	2	1
	生体機能代行装置学実習Ⅱ	3	1
	生体機能代行装置学実習Ⅲ	4	1
医用治療機器学	医用治療機器学ⅠA	3	1
	医用治療機器学ⅠB	3	1
	医用治療機器学実習	3	1
医用機器安全管理学	医療安全管理学（臨床工学）	3	1
	医用機器安全管理学Ⅰ	3	2
	医用機器安全管理学Ⅱ	4	1
	医用機器安全管理学実習	3	1
生体計測装置学	検査機器総論	1	1
	生体機能計測学Ⅰ	2	2
	生体機能計測学Ⅱ	2	2
	生体機能計測学実習ⅠA	2	1
	生体機能計測学実習ⅠB	2	1
	臨床支援技術学	3	1
	放射線検査学	2	1
	画像解析学	3	1
臨床医学総論	検査診断学Ⅰ	1	2
	臨床医学総論Ⅰ	3	2
	臨床医学総論Ⅱ	3	2
	手術・集中治療学	4	1
関係法規	関係法規	3	1
臨床実習	臨床実習（臨床工学）	4	6
	技能修得到達度評価（臨床工学）	3	1
			102

３．第１種ME技術者、第２種ME技術者

他に取得を目指す資格として、第１種ＭＥ技術者／第２種ＭＥ技術者：公益社団法人日本生体医工学会が認定する資格があります。ＭＥ機器・システムの安全管理を中心とした医用生体工学に関する知識をもち、適切な指導のもとで、それを実際に医療に応用しうる資質を検定することを目的とします。第１種と第２種があり、第１種の受験資格は、第２種ＭＥ技術実力検定試験合格者（または、臨床工学技士免許所有者）となります。本学でも３年次にＭＥ２種、４年次にＭＥ１種の合格を目指し、関連科目の教員も受験相談を行います。

Ⅸ. 諸規程

北 陸 大 学 履 修 規 程

第 1 章　総　則

（目的）

第１条　この規程は、北陸大学学則（以下「学則」という。）第５章の施行のために、学科課程及び履修方法に関する必要な事項を定め、学生が自らの学修成果を高めるとともに効果的な履修を図ることを目的とする。

（履修）

第２条　学生は、学則及びこの規程により学科課程を履修する。

第 2 章　開　講

（開講科目）

第３条　開設する授業科目の配当年次及び単位数は、学部でこれを定める。

２　学長は、授業科目の開講年次及び開講学期の一時的な変更、授業科目及び単位数の一時的な分割等を、当該学部教授会（以下「学部会」という。）の議を経て、行うことができる。

３　各年度の開講授業科目は、授業時間割により通知する。

第 3 章　履修の通則

（履修年次）

第４条　学生は、所属学科の所属年次に配当された授業科目を履修する。

（履修手続き）

第５条　学生は、各学期の指定する期日までに、履修する授業科目について、履修登録を行わなければならない。

（履修登録単位の制限）

第６条　各年次で履修できる単位数の上限は、学部でこれを定める。

（出席）

第７条　学生は、履修登録科目の単位認定を受けるためには、当該授業科目の授業回数の３分の２以上に出席しなければならない。

２　公認欠席及び学校保健安全法に基づく出席停止（以下「公欠等」という。）の取扱いについては、別に定める。

３　通年開講科目の授業時間数は、前期及び後期合算で計算するものとする。ただし、授業担当者が、あらかじめ学期の初めに学期ごとに計算することを指示した場合は、その指示に従うものとする。

第 4 章　履修の特例

（履修学科等の特例）

第８条　学生は、届け出等の諸手続きを経たうえで、他学部・他学科及び学部・学科に準ずる学内組織並びに大学コンソーシアム石川で開講されている科目を履修することができる。この場合、自由科目（進級、

卒業及び課程履修に必要な単位とはならない科目）として取り扱う。ただし、学長が認めた場合、学則第10条に定める修得すべき単位（以下「卒業単位」という。）に読み替えることができる。

（履修年次の特例）

第９条　学生は、学部長がその必要性を認めた場合に限り、所属年次より上の年次の授業科目を履修することができる。

（履修科目の特例）

第10条　学生は、学部長が履修を指定した授業科目については、履修しなければならない。

第 ５ 章　　成績評価

（成績評価）

第11条　成績は、第15条に定める試験及び平素の評価によるものとし、平素の評価は、次に掲げる各号によって行うものとする。

⑴　受講・学習態度

⑵　課題・レポート等の提出

⑶　その他、授業担当者が、シラバスで指示した事項

２　前項の各事項の成績評価に占める割合は、シラバスに明記する。

（評価基準）

第12条　成績は、100点を満点とし、60点以上を合格とする。

２　追試験を受験した場合の最高点は90点、再試験を受験した場合の最高点は69点とする。

３　前項の規定にかかわらず、公欠等により定期試験を受験できずに追試験を受験した場合の最高点は100点とする。

４　成績評価は、次の評語をもって表示する。

⑴　S（秀）90点～100点

⑵　A（優）80点～89点

⑶　B（良）70点～79点

⑷　C（可）60点～69点

⑸　F（不可）59点以下

⑹　F1（試験欠席）　試験欠席による不合格

⑺　F2（受験停止）　授業の欠席過多等による不合格

５　成績評価に関し疑義がある場合、当該授業科目を履修した学生は、疑義を申し出ることができる。疑義照会の手続き等については、別に定める。

６　学則第12条に定める他の大学等での履修により修得した単位及び学則第12条の３第１項に定める入学前の既修得単位を本学の単位として認定した授業科目については、成績評価は行わず、単位のみの認定とし、TC（Transferred Credit）と表示する。

７　学則第12条の２に定める大学以外の教育施設等における学修及び学則第12条の３第２項に定める入学前の大学以外の教育施設等における学修により認定した授業科目、学部において点数による評価を行わず、合格又は不合格による判定を行うと定めた科目（合否判定科目）については、単位のみの認定とし、R（合格認定）と表示する。

８　第４項による成績評価に基づく学業結果を総合的に判断する指標として、Grade Point Average（以下「GPA」という。）制度を採用する。

９　前項に定めるGPAは、次のとおりとし、各授業科目の評点にその単位数を乗じた積の合計を登録科目の総単位数で除して算出する。ただし、第６項及び第７項に定める科目並びに卒業単位に算入されない科

目は算出対象科目としない。
⑴　S（秀）は、4ポイントとする。
⑵　A（優）は、3ポイントとする。
⑶　B（良）は、2ポイントとする。
⑷　C（可）は、1ポイントとする。
⑸　F（不可）、F1（試験欠席）、F2（受験停止）は、０ポイントとする。
10　不正行為を行った者に対する成績評価等の取扱いについては、別に定める。
（退学勧告）
第13条　病気その他やむを得ない事情がないにもかかわらず、学期のGPAが３学期連続して1.0未満であり、改善の見込みがないと判断される者に対し、学部長は退学を勧告することができる。
（成績評価の特例）
第14条　留年生に限り、既に単位を修得した科目の履修登録を行い、改めて成績評価を受けることができる。
２　前項による成績評価において、前の評価より上位の評価を得た場合に限り、後の評価を採用するものとする。

第６章　試　験

（試験の種類）
第15条　試験の種類には、平常試験、定期試験、追試験、再試験及び最終試験のほか、学部で定める試験がある。
（平常試験）
第16条　平常試験は、授業担当者が当該授業科目について、主として平常の授業時間又はその前後に随時行う確認試験及び中間試験等をいう。
（定期試験）
第17条　定期試験は、授業終了後に期日を定めて行う試験をいう。
２　定期試験の時間割等については、あらかじめ通知する。
（追試験）
第18条　追試験は、公欠等、その他やむを得ない事由により、定期試験を受験できなかった者に対して行う試験をいう。
２　追試験を受験する場合、学生は当該科目の試験実施日を含めて7日以内に追試験願（事由を証明する書類を添付）を提出し、所属学部の教務委員長の許可を受けなければならない。
３　追試験の日時については、その都度通知する。
４　追試験は前項に定められた日時1回限りとする。
（再試験）
第19条　再試験は、定期試験又は追試験を受験した結果、不合格と判定された者に対して行う試験をいう。
２　再試験対象科目等は、学部でこれを定める。
３　再試験の時間割等については、あらかじめ通知する。
４　再試験を受験する場合、所定の受験料を添えて、再試験願を提出しなければならない。
（最終試験）
第20条　最終試験は、再試験の結果、不合格と判定された授業科目について行う試験をいう。
２　最終試験対象科目等は、学部でこれを定める。
３　最終試験の時間割等は、あらかじめ通知する。
４　最終試験を受験する場合、所定の受験料を添えて、最終試験願を提出しなければならない。

（公欠及び出席停止が試験時に生じた場合の取扱い）

第21条　北陸大学公認欠席等に関する細則に定める公欠事由及び出席停止が試験時に生じた場合の取扱いについては、次のとおりとする。

⑴　平常試験においては、当該学生に対し、授業担当者は不利にならないよう配慮する。

⑵　定期試験においては、追試験を認める。

⑶　追試験・再試験・最終試験においては、原則として追試験を認めない。

（受験資格）

第22条　次の各号のいずれかに該当する者は、試験を受けることができない。

⑴　第５条に定める履修登録をしていない者

⑵　第７条第１項に定める出席回数を満たしていない者

⑶　試験時刻に所定の時間を超えて遅刻した者

⑷　学生証を所持しない者

⑸　学費、その他納入金を所定の期日までに完納していない者

⑹　追試験・再試験等において、所定の受験手続きを完了していない者

第７章　単位認定

（単位の計算）

第23条　単位の計算は、学則第９条の定めにより、１単位の学修時間は授業時間及び自学自修時間（予習時間及び復習時間）を合わせて45時間とする。

⑴　講義及び演習については、15時間の授業時間及び30時間の自学自修時間をもって１単位とする。ただし、30時間の授業時間及び15時間の自学自修時間をもって１単位とすることがある。

⑵　実験、実技及び実習については、45時間の授業時間をもって１単位とする。ただし、30時間の授業時間をもって１単位とすることがある。

⑶　講義、演習、実験、実技及び実習のうち、２つ以上の方法の併用により行う授業科目については、その組合せに応じ、前２号に規定する基準を考慮して１単位とする。

２　前項の規定にかかわらず、卒業研究等の授業科目については、学修の成果を評価し、単位を与えることがある。

（単位認定の時期）

第24条　単位認定は、原則として、各学期末に行う。

２　前項の単位認定は、前期開講科目については前期末に、後期開講科目及び通年開講科目については後期末に行うことを原則とする。

第８章　進　級

（進級基準）

第25条　学部・学科により進級基準を設け、これを満たさない場合は、上級年次への進級を制限する。

２　進級基準は、学部でこれを定める。

第９章　留　学

（留学）

第26条　学生は、学則第12条第２項に基づき、外国の大学又は短期大学若しくはこれに準ずる教育機関（以

下「大学等」という。）での授業科目を履修（以下「留学」という。）することができる。

（留学の形態）

第27条　留学の形態は、次の各号のとおりとする。

⑴　派遣留学

⑵　認定留学

⑶　休学留学

2　派遣留学とは、本学が指定する大学等に学生を派遣する留学とし、留学期間を修業年限に算入のうえ、修得単位の認定を行う。

3　認定留学とは、学生が選定した大学等への留学とし、留学期間を修業年限に算入のうえ、修得単位の認定を行う。

4　休学留学とは、学生が休学のうえ、自らが選定した大学等への留学とし、修業年限には算入しないが、復学後に修得単位の認定を行うことができる。

（留学の単位認定）

第28条　前条の単位の認定は、学部会の議を経て、行うものとする。

第 10 章　　補　　則

（補則）

第29条　この規程に定めるもののほか、学部に定めがある場合は、これに従うものとする。

第 11 章　　規程の改廃

（規程の改廃）

第30条　この規程の改廃は、全学教授会の議を経て、学長が決定する。

附　則

この規程は、2022年４月１日から施行する。

北陸大学医療保健学部履修細則

（目的）

第１条　この細則は、北陸大学学則及び北陸大学履修規程に定めるもののほか、医療保健学部学生（以下「学生」という。）の履修方法について定める。

（開講科目）

第２条　開設する授業科目の配当年次及び単位数は、別表１のとおりとする。

（履修登録単位の制限）

第３条　各年次で履修できる単位数の上限は、46単位とする。

２　前項の規定にかかわらず、前年度GPAが3.3以上の場合、履修できる単位数の上限は48単位とし、選択していないコースの科目群から半期２科目まで履修することができる。

（再試験対象科目等）

第４条　定期試験又は追試験を受験した結果、不合格と判定された授業科目について、再試験を実施することがある。

（最終試験対象科目等）

第５条　再試験を受験した結果、不合格と判定された授業科目について、最終試験を実施することがある。

２　最終試験は、当該年次に開講される必修科目及び選択コース科目群の不合格科目が３科目以内の者に対して行う。

（進級基準）

第６条　進級基準は、次のとおりとする。

⑴　１年次から２年次への進級は、１年次開講必修科目の単位を全て修得していること。

⑵　２年次から３年次への進級は、次の二つの各号を満たさなければならない。

１　２年次開講必修科目の単位を全て修得していること。

２　「臨床検査学基礎演習」若しくは「臨床工学基礎演習」のいずれかを修得していること。

⑶　３年次から４年次への進級は、次の三つの各号を満たさなければならない。

１　３年次開講必修科目の単位を全て修得していること。

２　臨床検査学コース科目群又は臨床工学コース科目群における３年次開講科目の単位を全て修得していること。

３　臨床検査学コースの場合は、共通科目群の選択科目から１科目以上、かつ、臨床工学コース科目群で指定する選択科目から２科目以上修得していること。

臨床工学コースの場合は、共通科目群の選択科目から「画像解析学」を含む２科目以上、かつ、臨床検査学コース科目群で指定する選択科目から１科目以上修得していること。

（細則の改廃）

第７条　この細則の改廃は、医療保健学部教授会の議を経て、学長が決定する。

附　則

この細則は、2022年４月１日から施行する。

別表１　授業科目の配当年次及び単位

科目区分	科目名	単位数	配当年次と単位数							
			１年次		２年次		３年次		４年次	
			前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
一般教養科目	北陸大学の学び	1	1							
	自然科学概論	1	1							
	生命・医療倫理学	1		1						
	英語	1	1							
	医学英語	1				1				
	情報リテラシー	1	1							
	科学英語の基礎	1			1					
	食べ物と健康	1			1					
	薬とからだ	1				1				
	基礎ゼミナールⅠ	1	1							
	基礎ゼミナールⅡ	1		1						
	心理学	2＊	←		2	→				
	哲学	2＊	←		2	→				
	社会保障と福祉	2＊	←		2	→				
	北陸の文化と社会	2＊	←		2	→				
	スポーツ	1＊	←		1	→				
	英会話	1＊	←		1	→				
	日本史	2＊	←		2	→				
	社会学	2＊	←		2	→				
	法学（日本国憲法含む）	2＊	←		2	→				
	データサイエンス	1＊		1						
	生物学	1＊	1							
	化学	1＊	1							
	物理学	1＊	1							
	数学	1＊	1							
	海外研修	1＊	←		1	→				
専門基礎科目	医学概論	1	1							
	解剖組織学	2	2							
	解剖組織学実習	1		1						
	生理機能学	2	2							
	生理機能学演習	1		1						
	生理機能学実習	1			1					
	情報科学概論	1	1							
	基礎微生物学	1	1							
	生化学	1		1						
	生化学実習	1		1						
	応用数学	1		1						
	機械工学（生体物理学）	1		1						
	病理学	1			1					
	医用工学概論	1			1					
	医用工学概論実習	1				1				
	計測工学	2			1					
	電気工学Ⅰ	1			1					
	電子工学Ⅰ	1				1				
	臨床免疫学	1				1				
	臨床免疫学実習	1					1			
	臨床薬理学総論	1					1			
	公衆衛生学	1						1		
	関係法規	1						1		
	臨床検査学基礎演習	1＊				1				
	臨床工学基礎演習	1＊				1				

専門科目	共通科目群	医用機器学概論	2		2						
		臨床一般検査学	1	1							
		臨床一般検査学実習	1	1							
		血液検査学Ⅰ	1		1						
		血液検査学Ⅱ	1				1				
		血液検査学実習Ⅰ	1			1					
		検査機器総論	1		1						
		検査診断学Ⅰ	2	2							
		病理検査学総論	1				1				
		放射線検査学	1				1				
		輸血・移植検査学Ⅰ	2			1					
		生化学検査学Ⅰ	1			1					
		生化学検査学Ⅱ	1				1				
		生化学検査学実習	1				1				
		生体機能計測学Ⅰ	2			2					
		生体機能計測学Ⅱ	2				2				
		生体機能計測学実習ⅠA	1			1					
		生体機能計測学実習ⅠB	1				1				
		生体機能代行装置学Ⅰ	2			2					
		生体機能代行装置学概論	1		1						
		生体機能代行装置学実習Ⅰ	1				1				
		専門職連携演習	1						1		
		地域チーム医療論	1								1
		卒業研究Ⅰ	1							1	
		卒業研究Ⅱ	1								1
		リハビリテーション学概論 ●	1＊			1					
		災害と医療 ●	1＊			1					
		細胞生物学 ●	1＊				1				
		臨床心理学概論 ●	1＊				1				
		画像解析学 ●	1＊						1		
	臨床検査学コース科目群	遺伝子・染色体検査学 ★	1＊						1		
		遺伝子・染色体検査学実習	1＊						1		
		医療安全管理学（臨床検査学）	1＊					1			
		医療安全管理学実習（臨床検査学）	1＊						1		
		寄生虫検査学（実習含む）	1＊					1			
		血液検査学実習Ⅱ	1＊					1			
		検査診断学Ⅱ	2＊					2			
		検査診断学Ⅲ	2＊								2
		生体機能計測学Ⅲ	2＊					2			
		生体機能計測学実習ⅡA	1＊					1			
		生体機能計測学実習ⅡB	1＊						1		
		精度管理と品質保証	2＊						2		
		認知症の病態と検査 ★	1＊					1			
		病理検査学Ⅰ	1＊					1			
		病理検査学Ⅱ	1＊						1		
		病理検査学実習Ⅰ	1＊					1			
		病理検査学実習Ⅱ	1＊						1		
		輸血・移植検査学Ⅱ	1＊					1			
		輸血・移植検査学実習	1＊						1		
		臨床栄養学総論	1＊					1			
		臨床検査管理学Ⅰ	1＊					1			
		臨床検査管理学Ⅱ	1＊					1			

専門科目	臨床検査学コース科目群	臨床検査管理学Ⅲ	2＊						2		
		臨床微生物学Ⅰ	2＊					2			
		臨床微生物学Ⅱ	2＊						2		
		臨床微生物学実習Ⅰ	1＊					1			
		臨床微生物学実習Ⅱ	1＊						1		
		技能修得到達度評価（臨床検査学）	1＊						1		
		臨地実習（臨床検査学）	11＊						← 11 →		
		臨床検査学演習	2＊								2
	臨床工学コース科目群	電気工学Ⅱ	2＊					2			
		電子工学Ⅱ	2＊					2			
		電気磁気学	1＊								1
		システム工学Ⅰ	1＊					1			
		システム工学Ⅱ　☆	1＊						1		
		システム工学Ⅲ	1＊								1
		医用機械工学	1＊								1
		生体材料工学	1＊					1			
		生体物性工学　☆	2＊					2			
		生体物性・材料工学Ⅱ	1＊								1
		医用機器安全管理学Ⅰ	2＊					2			
		医用機器安全管理学Ⅱ	1＊								1
		医用機器安全管理学実習	1＊						1		
		医用治療機器学ⅠA　☆	1＊					1			
		医用治療機器学ⅠB	1＊					1			
		医用治療機器学実習	1＊						1		
		医用電気工学	1＊					1			
		医用電気工学実習	1＊						1		
		医用電子工学　☆	1＊						1		
		医用電子工学実習	1＊						1		
		医用電気・電子工学特論	1＊								1
		医療安全管理学（臨床工学）	1＊					1			
		看護学概論	1＊						1		
		情報処理工学	1＊						1		
		医療情報科学	1＊					1			
		生体機能代行装置学Ⅱ	2＊					2			
		生体機能代行装置学Ⅲ	2＊					2			
		生体機能代行装置学Ⅳ	2＊						2		
		生体機能代行装置学実習Ⅱ	1＊						1		
		生体機能代行装置学実習Ⅲ	1＊							1	
		臨床支援技術学	1＊					1			
		臨床医学総論Ⅰ	2＊					2			
		臨床医学総論Ⅱ	2＊						2		
		手術・集中治療学	1＊							1	
		技能修得到達度評価（臨床工学）	1＊						1		
		臨床実習（臨床工学）	6＊							6	
		臨床工学演習	1＊								1

＊ は選択科目を示す

選択科目のうち、
☆ は臨床検査学コース履修生の指定選択科目を示す
★ は臨床工学コース履修生の指定選択科目を示す
● は共通選択科目を示す

北陸大学公認欠席等に関する細則

（目的）

第１条　この細則は、北陸大学履修規程（以下「履修規程」という。）第７条第２項に基づき、北陸大学学生の公認欠席（以下「公欠」という。）及び学校保健安全法に基づく出席停止の取り扱い等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（公欠の定義）

第２条　公欠とは、第３条に定める事由に該当し、かつ第４条の手続きを行った者について、授業を欠席したものとして取り扱わないことをいう。

２　一授業科目について、公欠が認められる回数は、当該授業科目の授業回数の３分の１までを原則とする。

（公欠事由等）

第３条　公欠事由、公欠期間、証明書類は次表のとおりとする。

公欠事由		公欠期間	証明書類
公共交通機関の遅延		当該授業時間	当該交通機関の発行した遅延証明書等
忌引き	配偶者	10日間	死亡に関する公的証明書（写し）又は会葬礼状等
	父母、子	７日間	
	祖父母、兄弟姉妹	３日間	
	伯叔父母	１日間	
「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」に基づき、裁判員としての任務を果たす場合		裁判所から指定された期間	証明となるもの
教育実習及び介護等体験		当該期間	不要
地域連携センター実施のボランティア活動		当該期間	地域連携センターの証明印
強化クラブの公式試合出場		当該期間	出場を証明する書類、出場者名簿及び学生課の証明印
災害		当該期間	罹災証明書等
その他、当該教務委員長が特段の事由として認めた場合		当該期間	事由を証明する書類

２　遠隔地の場合、その他特別な事由があると当該教務委員長が認めた場合、前項の日数に必要な日数を公欠期間に加えることができる。

（公欠の手続き）

第４条　公欠の取り扱いを受けようとする者は、事前若しくは公欠期間終了後、原則３日以内（土・日・祝日を除く。）に所定の公欠届に証明書類を添えて、当該教務担当部署に提出し、教務委員長の許可を得なければならない。

２　公欠が許可された場合、当該教務担当部署は授業担当教員に通知を行う。

（出席停止）

第５条　学生が学校保健安全法施行規則第18条に定める感染症に罹患した場合、同第19条の規定に基づき、出席停止を命じることがある。

２　学生は、罹患後速やかに当該教務担当部署に電話連絡し、治癒後に公欠届に医師の診断書等（コピー可。出席停止期間が明記されたもの）を添えて提出するものとする。

３　出席停止の期間は、医師により治癒したと診断されるまでとし、必要に応じ、治癒証明書を求めることがある。

４　出席停止期間中の授業は、公欠扱いとする。

（公欠による授業の取り扱い）

第６条　授業担当者は、当該学生に対し、公欠期間中の学修効果を担保することができる方法で対応し、履修上不利にならないよう配慮するものとする。

（試験時の取り扱い）

第７条　第３条に定める公欠事由若しくは第５条に定める出席停止が履修規程第15条に定める試験時に生じた場合の取り扱いについては、履修規程でこれを定める。

（細則の改廃）

第８条　この細則の改廃は、全学教授会の議を経て、学長が決定する。

附　則

この細則は、2022年４月１日から施行する。

北陸大学成績疑義照会内規

（趣旨）

第１条　この内規は、北陸大学履修規程第12条第５項に基づき、科目の成績評価に関して疑義が生じた場合、学生が照会（以下、「成績疑義照会」という。）を求め、妥当と判断された場合に成績評価を訂正するための手続きについて、必要な事項を定める。

（成績疑義照会対象事項）

第２条　成績疑義照会の対象となる事項は、次のとおりとし、授業担当教員に対する不服申し立てや、定期試験等、個別の試験やレポート等の成績に関する疑義は不受理とする。ただし、個別の試験等結果に関して疑義照会を受け付ける場合は、その都度、受付期間等を掲示等により通知する。

⑴　定期・再試験等を受験あるいはレポート等の課題を提出したにもかかわらず、成績評価が記載されていない場合。

⑵　定期・再試験等を受験あるいはレポート等の課題を提出し、成績評価で合格基準を満たしている具体的な根拠があるにもかかわらず、「F」評価となった場合。

⑶　成績評価で合格基準を満たしていないにもかかわらず、「C」以上の評価が記載されている場合。

（成績疑義照会手続き）

第３条　学生は、科目の成績評価に関して疑義が生じた場合、所定の「成績疑義照会願」を成績発表後７日以内に当該教務担当部署に提出する。成績発表後７日以内とは、「学生支援システム」による成績発表日を算入せず、翌日から起算して７日以内とする。応当日が休日の場合は、翌業務日までとする。

２　各学期の成績疑義照会期間は、その都度、学生に掲示等により通知する。

３　申出は、学生本人が行うものとし、代理申請は認めない。

４　成績疑義照会期間以外の申請は認めない。

（成績訂正）

第４条　疑義の内容に応じて、当該授業担当教員あるいは当該教務担当部署が確認し、妥当と判断された場合には速やかに成績評価を訂正する。

２　申出学生には、当該教務担当部署を通じて、文書で回答を配付する。

（内規の改廃）

第５条　この内規の改廃は、全学教授会の議を経て、学長が決定する。

附　則

この内規は、平成29年４月１日から施行する。

北陸大学学生懲戒規程

第　1　章　　総則

（目的）

第１条　この規程は、北陸大学学則（以下、この規程において「学則」という。）第51条第１項に基づいて行う学生の懲戒処分の適正と公正を図るために必要な事項を定める。

（基本的な考え方）

第２条　学生に対する懲戒は、学校教育法及び同法施行規則に基づいて大学に与えられた教育上の権限により、一定の事由の発生を要件として、学生に対して制裁として一定の不利益を与える処分である。懲戒は、懲戒に関する法理に従うとともに、教育的配慮に基づいて行うものでなければならない。

２　懲戒は、懲戒対象行為の様態、結果、影響等を総合的に検討し、教育的配慮を加えた上で行われなければならない。

３　学生に課せられる不利益は、懲戒目的を達成するために必要な限度にとどめなければならず、事前に学生に告知するとともに、意見陳述の機会を与えなければならない。

４　被処分者の将来を考慮し、成績証明書その他本人の成績及び修学状況に関する文書で、被処分者及び大学関係者以外の者が閲覧する可能性のあるものについては、原則として懲戒処分を受けた旨の記載をしないものとする。

（懲戒手続）

第３条　懲戒対象行為が発生した場合、関係する学部長及び留学生別科長（以下、この規程において「学部長等」という。）は、学長、学生部長、担任教員に通知する。

２　学部長等は、事実認定及び懲戒処分の内容について、次項以下の手続きに従い、学部教授会又は留学生別科会議（以下、この規程において「教授会等」という。）の議を経て、文書により学長に申請する。

３　懲戒対象行為に係る事実認定及び懲戒処分の内容の認定判断は、各学部又は留学生別科（以下、この規程において「学部等」という。）の責任において行う。

４　学部長等は、第２項の検討に際し、必要がある場合には、学長の許可を得て、調査委員会を設けることができる。

５　担任教員及び担当部署は、連携して第2項に定める、事実認定及び懲戒処分の内容について担当し、学部長等に結果を報告しなければならない。

６　懲戒対象行為に係る事実認定、懲戒処分の内容及び執行に伴う措置の判断に当たっては、事前に当該学生に告知し、口頭若しくは文書による意見陳述の機会を与えなければならない。また、未成年の場合には、保護者からの口頭若しくは文書による意見陳述の機会を認めなければならない。

（懲戒処分の均衡及び調整）

第４条　学部長等は、懲戒対象行為を確認したときは、教授会等の議を経る前に、事実認定及び懲戒処分の内容に関する方針案を学生部長に報告する。

２　学生部長は、前項の報告について、全学的な均衡及び調整を図る観点から、学生委員会を招集、審議し、その結果を学部長等に通知する。

３　学生部長は、留学生別科生が関係する場合には、前項の学生委員会に、留学生別科教員を加えなければならない。

４　学生部長は、第２項の通知の後、更に別途検討すべき事案が含まれていると認めた場合、学部長等にその旨を通知するものとする。

５　学部長等は、第２項の学生委員会の審議結果に基づく学生部長の決定を踏まえて、第３条第２項を行うものとする。

6　学生部長は、第２項の検討に際し、必要がある場合には、学長の許可を得て、調査委員会を設けることができる。

（懲戒処分の決定）

第５条　学長は、全学教授会を招集し、学部長等からの申請事項について意見を求め、懲戒処分を決定する。

2　学長は、懲戒処分を決定するに当たり、教学運営協議会の意見を聴くことができる。

（懲戒処分の告知及び発効日）

第６条　懲戒処分の告知は、文書により、学部長等が学生本人に対して行う。

2　懲戒処分の発効日は、学長が決定する。

（告示）

第７条　懲戒処分を行った場合は、学内に告示する。

2　期限の定めのある懲戒処分は、期間の終了をもって解除とみなし告示しない。

（懲戒処分に関する文書）

第８条　懲戒処分に関する文書は、懲戒処分申請書、懲戒処分（退学・停学・謹慎・訓告）告知書、学生懲戒記録簿及び懲戒処分解除通知書とする。

（懲戒に関する記録の保存と開示）

第９条　学部長等は、懲戒原因たる事実並びに決定された処分の内容及び理由を記載した文書を保存しなければならない。

（懲戒の種類）

第10条　懲戒は、学則51条第１項の各号に定める、退学、停学、謹慎及び訓告とする。

（退学）

第11条　退学は、学生としての身分のはく奪である。

（停学）

第12条　停学は、無期停学及び有期停学とする。

2　無期停学の期間は３か月以上、有期停学の期間は１か月以上３か月未満とする。

3　停学の期間は、学則第14条に規定する修業年限及び在学期間に算入する。ただし、停学の期間が３か月をこえるときは、修業年限に算入しない。

4　学部長等は、無期停学処分を受けた学生について、その反省の程度及び学習意欲等を総合的に判断して、その処分を解除することが適当であると思われるときは、教授会等の議を経て、学長に対し、その処分の解除を文書により申請することができる。

5　学長は、処分解除の申請を受けたときは、全学教授会の議を経て、無期停学の解除を決定する。

6　無期停学は、原則として３か月を経過した後でなければ、解除することができない。

7　無期停学の解除の告知は、学内に公示するとともに、学部長等が被処分者本人に対して行う。

8　学部長等は、停学期間中においても、指導上の観点から必要と判断した場合には、指導教員を定め、学生を呼び出し指導を行うことができる。なお、指導教員を担任教員が兼ねることができる。

9　前項の指導教員は、指導記録簿を作成するものとする。

（謹慎）

第13条　謹慎は、自宅謹慎及び登学謹慎とする。

2　謹慎期間は、１か月以内とし、期間を定めて告知する。

3　謹慎期間は、在学期間及び修業年限に含まれる。

4　停学等の処分が確定するまでの期間を、謹慎させることができる。ただし、停学処分となった場合には、謹慎開始日を停学開始日とする。

5　謹慎は、原則として自宅謹慎とし、謹慎による欠席とする。ただし、教育的観点から授業等への出席がふさわしいと判断した場合には、指導教員を定め、その監督下において、登学謹慎を認めることがある。

なお、指導教員を担任教員が兼ねることができる。
6　登学謹慎の可否及び指導教員については、教授会等の議を経て、学長が定める。
7　前項の指導教員は、指導記録簿を作成するものとする。
（訓告）
第14条　訓告は、処分としての大学の教育的意思表示である。
（懲戒処分と自主退学）
第15条　学部長等は、懲戒対象行為を行った学生から、懲戒処分の決定前に自主退学の申出があった場合には、この申出を受理しないものとする。
（懲戒処分を受けた学生の義務）
第16条　懲戒処分を受けた学生は、懲戒期間中の連絡先、居所を、大学に明らかにしなければならない。
2　懲戒処分を受けた学生は、懲戒期間中であっても、大学からの呼び出しに応じなければならない。

第　2　章　　各則

（試験等における不正行為に関する懲戒処分）
第17条　試験等における不正行為及びその対応については、「北陸大学試験等不正行為規程」の定めによる。
2　試験等における不正行為の懲戒は、原則として、謹慎又は訓告等とする。ただし、重ねて行った者は停学以上とする。
3　常習的であることが判明した場合には、停学以上の懲戒とする。

第　1　節　　刑事事件等に関する行為

（刑事事件等に関する懲戒処分）
第18条　交通事件、薬物犯罪、ストーカー犯罪、わいせつ行為等、コンピュータ又はネットワークの不正使用、知的財産を喪失させた場合等に関する懲戒処分については、第18条乃至第24条に定めるところによる。この場合において、情状によりその処分を減じ、また、再犯の場合はその処分を重くすることができる。
（交通事件に関する懲戒処分）
第19条　飲酒運転、無免許運転又は大幅な制限速度違反（刑法第208条の2に規定する進行を制御することが困難な高速度）等悪質な運転による人身事故に対する懲戒処分は、退学とする。
2　ひき逃げ等悪質な行為に対する懲戒処分は、退学とする。
3　その他の交通事件（構内におけるいわゆる暴走行為又は悪質な駐車違反を含む。）に対する懲戒処分は、退学、停学、謹慎又は訓告とする。
（薬物犯罪に関する懲戒処分）
第20条　薬物犯罪（大麻、麻薬、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ等の薬物の所持、使用、売買又はその仲介等）に対する懲戒処分は、退学又は無期停学とする。
（ストーカー犯罪に関する懲戒処分）
第21条　悪質なストーカー犯罪（ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号。以下この項において「法」という。）第2条に規定するつきまとい、待ち伏せ等の行為）に対する懲戒処分は、退学又は無期停学とする。
2　その他のストーカー犯罪（法第3条に規定する行為等）に対する懲戒処分は、停学、謹慎又は訓告とする。
（わいせつ行為等に関する懲戒処分）
第22条　わいせつ行為（痴漢、のぞき、強制わいせつ、青少年保護育成条例等違反、盗撮（隠し撮り）等）

及びセクシュアル・ハラスメントに対する懲戒処分は、退学、停学、謹慎又は訓告とする。

（コンピュータ又はネットワークの不正使用に関する懲戒処分）

第23条　コンピュータ又はネットワークの悪質な不正使用（成績表等の文書の改ざん等の不正アクセス、外部システムへの不正アクセス、ネットワーク運用妨害、伝染性ソフトウェアの持ち込み等）に対する懲戒処分は、退学又は無期停学とする。

２　その他のコンピュータ又はネットワークの不正使用（著作権、特許権等の知的財産権の侵害、嫌がらせメール等）に対する懲戒処分は、停学、謹慎又は訓告とする。

（知的財産を喪失させる行為等に関する懲戒処分）

第24条　本学の知的財産（知的財産基本法（平成14年法律第122号）第２条第１項に規定する知的財産）を喪失させる行為（知的財産を無断で提供し、公表し、又は指定された場所から移動する行為、共同研究の遂行又は知的財産の確保を目的とする秘密保持契約に違反する行為、知的財産として保護対象に指定された情報を漏洩する行為等）に対する懲戒処分は、退学又は無期停学とする。

（その他の刑事事件に関する懲戒処分）

第25条　交通事件以外の刑事事件のうち、凶悪犯罪（殺人、強盗、強姦、放火等）に対する懲戒処分は、退学とする。

２　その他の刑事事件（傷害、窃盗等）に対する懲戒処分は、退学、停学、謹慎又は訓告とする。

第　２　節　　懲戒処分対象以外の学生の本分に悖る行為

（懲戒処分対象行為以外の学生の本分に悖る行為への指導）

第26条　学部長等は、学生が懲戒対象には至らないものの、学則、諸規定若しくは指導を守らず、または、学生の本分に悖る行為をした場合には、必要に応じて適切な指導を行わなければならない。

第　３　章　　教職員の義務及び任務等

（教職員の義務）

第27条　教職員は、懲戒対象行為を認め若しくは知ったときには、速やかに学部長等及び学事本部長に知らせなければならない。

２　教職員は、第３条乃至第５条に規定する懲戒手続等により知り得た情報について、守秘義務を有し、細心の注意をもって扱わなくてはならない。

３　学事本部長は、対象学生の所属等を考慮し、事務等を担当する部署を定めなければならない。

第　４　章　　規程の改廃

（規程の改廃）

第28条　この規程の改廃は、全学教授会の議を経て、学長が決定する。

附　則

この規程は、平成27年４月１日から施行する。

北陸大学試験等不正行為規程

（趣旨）

第１条　この規程は、試験等において公正を損なう行為（以下「不正行為」という。）についてその内容を定め、これに対する処置について、必要な事項を定める。

（試験における不正行為）

第２条　試験中における次の各号に定める行為は、不正行為とみなす。

⑴　試験監督員の指示・注意等に従わない行為及び試験監督員の業務を妨害する行為

⑵　身代わり受験をする行為あるいは身代わり受験をさせる行為

⑶　持ち込み許可を受けない書籍、ノート、情報機器等の利用

⑷　持ち込み許可を得た書籍やノート等の貸借

⑸　紙片、筆記用具、机等にあらかじめ書き込んだものの利用

⑹　答案用紙、下書用紙等配布された用紙以外の用紙の利用

⑺　答案用紙のすり替えや交換

⑻　他人の答案を見ることあるいは自分の答案を他人に見せること

⑼　試験場の内外を問わず、会話、電話、メール、符号等を利用した情報交換

⑽　許可のない物品の貸借

⑾　試験監督員の指示に反する行為

（試験監督員の措置）

第３条　試験監督員は、前条に該当する行為が行われたと判断した場合には、直ちに当該学生（以下「学生」という。）の受験を停止し、学生証、答案用紙及び不正行為に使用した物品等を全て預かり、学生を当該学部の教務委員長あるいは留学生別科教員（以下「教務委員長等」という。）のもとに同行する。

（教務委員長等の措置）

第４条　教務委員長等は、当該学部の学部長あるいは留学生別科長（以下「学部長等」という。）同席のもと、試験監督員及び学生から事情を聴取し、学部長等とともに事実の認定を行う。

２　前第３条及び第４条において、指定する教務委員長等あるいは学部長等が、対応できない場合には、別の教員を充てなければならない。

（懲戒手続）

第５条　試験における不正行為を行った学生に対する懲戒手続は、北陸大学学生懲戒規程に従って行うものとする。

（成績の評価）

第６条　前条に基づき、懲戒処分となった学生については、当該学期のすべての履修登録科目の成績評価をＦ2（受験停止）とする。ただし、前後期を通して開講される科目の成績については、当該学生が所属する学部において学部教授会の議を経て決定する。

（試験以外における不正行為）

第７条　試験以外における次の各号の行為は、不正行為とみなす。この場合、当該授業への出席が制限されたり、当該授業の成績が著しく低く評価されることがある。

⑴　授業の中で行われる確認試験（確認テスト）や中間試験（中間テスト）等（以下「確認試験等」という。）において、前第２条に示す行為

⑵　レポート等の提出において、Web上にある他人の文章等を提出する行為

⑶　レポート等の提出において、他人の書いたものを提出する行為

⑷　授業に出席しない者が、他人に学生証を預け、出席と見せかける行為

⑸　授業に出席しない者が、他人に学生証を渡し、カードリーダーに通させ、出席と見せかける行為

⑹　授業に出席しない者が、出席カード等の出席確認の書類に、他人に自分の氏名や学籍番号を書かせ、出席と見せかける行為

２　前第３号から第６号までにおいて、これらの行為を引き受けた者も不正行為とみなす。

３　第１項及び第２項の行為を重ねて行った者や悪質である場合には、懲戒対象行為として学部長等に通知し、第５条に従って行うものとする。

（規程の改廃）

第８条　この規程の改廃は、全学教授会の議を経て、学長が決定する。

附　則

この規程は、2020年４月１日から施行する。

北陸大学情報システム「HUNET」利用ガイドライン

（趣旨）

第１条　本ガイドラインは、学校法人北陸大学情報システム利用規程第８条に基づき、本学情報システム「HUNET」（以下「HUNET」という。）を利用する際の指針及び遵守事項について、必要な事項を定める。

（用語の定義）

第２条　本ガイドラインにいうHUNETとは、本学における教育・研究・業務に利用するために本学が設置するコンピュータ、周辺機器、ネットワーク関連装置、ソフトウェア及びネットワーク上に構築される各種サービス、クラウドサービス基盤（Google Workspace for Education Fundamentals、Microsoft Office 365）のことをいう。

（管理及び運用）

第３条　HUNETの管理及び運用に関する事項は、学術情報センター及び学術情報センター情報推進課（以下「情報推進課」という。）が取り扱う。

２　管理及び運用に関する重要事項に関しては教育情報システム委員会で審議する。

（適用範囲等）

第４条　本ガイドラインの適用範囲は、HUNETの利用者であり、HUNETの利用が学校法人北陸大学の敷地内でなされたか否かを問わず適用される。

（利用者等）

第５条　利用者等は、次の各号に該当するものとする。

⑴　本学学生（科目等履修生、聴講生を含む。）

⑵　学校法人北陸大学の常勤の理事及び教職員

⑶　その他、学長が認めた者

（利用期間）

第６条　HUNETの利用期間は、在学・在籍期間中とする。ただし、学長が認めた場合はこの限りではない。

（ユーザーアカウント）

第７条　利用者等には、１人につき１つの「HUアカウント」を交付する。

２　HUアカウントの交付を受けるには、利用者等はHUNET利用申請書を情報推進課に提出し、許可を受けなければならない。

（遵守事項）

第８条　利用者等は、HUNETの利用にあたって次の各号を遵守しなければならない。

⑴　利用者等は、本ガイドライン及び別に定める学校法人北陸大学セキュリティポリシー、電子メール利用ガイドラインを遵守しなければならない。

⑵　利用者等は、北陸大学建学精神に則り、品位を保ち、社会の一員としての自覚に基づいてHUNETを利用しなければならない。

⑶　利用者等は、利用者としての管理責任を怠ってはならない。

⑷　利用者等は、交付された初期パスワードを速やかに変更しなければならない。

⑸　利用者等は、HUアカウントのパスワードを第三者に開示してはならない。

⑹　利用者等は、HUNETの利用に関する虚偽の申請をしてはならない。

⑺　利用者等は、HUNETを営利目的に使用してはならない。

⑻　利用者等は、HUNETを利用して法令や公序良俗に反する行為をしてはならない。

⑼　利用者等は、HUNETを利用して他人のプライバシーや著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為をしてはならない。

⑽　利用者等は、HUNETを利用して他人に対する迷惑や不利益を与える行為及び誹謗・中傷など人権を

侵害する等の行為をしてはならない。

⑾　利用者等は、HUENTの運用に支障をきたす行為をしてはならない。

⑿　利用者等は、HUNETへの不正な侵入や運用の妨害をしてはならない。

⒀　利用者等は、一般にネットワーク上で各個人が守るべきであると理解されているルールに違反してはならない。

（違反行為等に対する措置）

第９条　教育情報システム委員会は、前条に定めることへの違反行為をした者に対し、次の措置を講ずることができる。

⑴　HUNETの利用資格の取消、一時的停止、変更

⑵　HUアカウントの停止、変更

⑶　HUNETに接続している機器の切り離し、一時的使用停止

⑷　違反行為に使用され、または違反行為の結果として生じたファイル、データ及びプログラム等の保全、削除又はこれらへのアクセスの制限

⑸　その他の教育的指導措置

（届出の義務）

第10条　利用者等は次の各号に該当する事由が生じたときは、情報推進課に届け出なければならない。

⑴　HUNET利用申請書の記載内容に変更が生じたとき

⑵　HUNET利用申請書に関わる利用を終了または中止したとき

（利用及び制限）

第11条　利用者等は、HUNETに自らが作成した著作物等を保存することができる。ただし、情報推進課はHUNETの適正な運営を維持するために利用者等のHUNETの利用制限及び著作物等を審査、削除することができる。

（利用の停止）

第12条　情報推進課は利用者等に対して、第９条２号によりHUNETの利用を停止することが できる。

２　第５条１号及び２号に該当する利用者等がその身分を喪失した場合及び、第５条３号に該当する利用者等が所定の期間を過ぎて再申請しない場合は、HUNETの利用を停止するものとする。

３　利用資格を喪失した利用者等がHUNET上に所有する著作物等は、利用資格の喪失の事実を確認後、情報推進課が削除するものとする。

（免責）

第13条　情報推進課は、HUNETの障害及びHUNETの提供するサービスの遅延もしくは中断によって生じた損害に対し、責任は負わないものとする。

２　利用者等の不注意により、利用者等が被った損害について、情報推進課は一切の責任を負わないものとする。

著作権法、北陸大学情報システム「HUNET」利用ガイドラインの遵守について

授業・オンライン授業の資料や授業動画を著作者である教員の許諾を得ずに、勝手にインターネットなどで第三者に提供及び配信・公開することは、著作権法上、不当な行為となります。また、北陸大学情報システム「HUNET」利用ガイドラインの第８条に違反することに該当します。第８条に違反すると第９条の措置を受けることとなりますので、ルールを厳守してください。